

閲覧用

であう きづく つなぐ  
**つながる未来プロジェクト**

—吉川市子どもの貧困対策推進計画—

(2019(平成31)年度～2023年度)

(素案)

吉川市

## 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b>	<b>1</b>
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の視点	2
1 子どもの貧困の概念	
2 計画の位置づけ	
3 計画の対象	
4 計画の期間	
<b>第2章 子どもを取り巻く現状と課題</b>	<b>5</b>
第1節 国・埼玉県の動向	5
1 国の計画の動向	
2 埼玉県の計画の動向	
第2節 子どもを取り巻く現状	6
1 困難を抱える家庭の子どもの状況	
2 困難を抱える家庭の保護者の状況	
3 生活困難な家庭基盤の状況	
第3節 子どもを取り巻く課題	26
<b>第3章 計画の視点</b>	<b>28</b>
第1節 基本理念	28
第2節 基本目標	29
第3節 施策の体系	30
<b>第4章 施策の展開</b>	<b>32</b>
基本目標1 子どもの育ちに直接つながる支援に取り組みます	32
基本目標2 子どもを支える保護者への支援に取り組みます	37
基本目標3 生活困難な家庭の生活基盤立て直しへの支援に取り組みます	43
基本目標4 支援の輪の仕組みづくりに取り組みます	46
<b>第5章 計画の推進</b>	<b>51</b>
第1節 計画の推進体制	51
第2節 計画の達成状況の点検及び評価	51
第3節 市民・地域・行政との連携	52
第4節 本計画と持続可能な開発目標（SDGs）	53

## 資料編



# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の背景

近年、子どもの貧困に対する社会的関心が高まっています。国では、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。この大綱では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することをめざしています。

平成28年国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、全国の子どもの貧困率は2015年（平成27年）で13.9%と、7人に1人が貧困状態であるという深刻な状況となっています。とりわけ、ひとり親家庭の子どもの貧困率については50.8%に達し、まさに2人に1人が貧困状態であるという、国際的に見ても日本の子どもの貧困率は非常に高く、大きな社会問題となっています。

吉川市においても、子どものいる家庭の状況を把握し、市の施策に役立てるため2017年（平成29年）に「吉川市子育て世帯生活実態調査」を実施したところ、困難を抱える子どもやその保護者、生活困難な家庭基盤の状況など、深刻と考えられる実態が明らかになりました。

子どもの貧困は、様々な問題が複合的に交錯しながら発生し、その状態を放置すれば、次世代に渡り貧困の負の連鎖が生じてしまいます。

すべての子どもが安心して日々を送り、自分の将来に希望が持てる社会の実現を目指して、貧困の負の連鎖を断ち切り、子どもたちが社会を「生き抜く力」を身につけられるよう支援するとともに、子どもの貧困対策に社会全体で取り組む機運を醸成し、その機運のもと、様々な取組みを持続可能なものとして実行していく必要があります。

そのため、吉川市では子どもの貧困対策を総合的に推し進めるため、「であう・きづく・つなぐ・つながる未来プロジェクトー吉川市子どもの貧困対策推進計画ー」を策定することとしました。

今後は、この計画に基づき、市民や地域、行政など、それぞれの主体が相互に連携しながら、横断的に子どもの貧困対策を推進していきます。

## 第2節 計画の視点

### 1 子どもの貧困の概念

#### ○子どもの貧困とは

「子どもの貧困」とは、子どもが経済的な困窮状態であることにより、発達の諸段階において、学習や教育の場で制約を受けるなどさまざまな機会が奪われた結果、人生全体に影響をもたらすほどの深刻な不利を負ってしまうことです。

人間形成の重要な時期である子ども期の貧困は、子どもの成長・発達に大きな影響を及ぼし、地域社会からの孤立を招くことで子どもの健やかな育ちを妨げるだけでなく、将来に希望を感じることができない状況になったり、進学や就職における選択肢を狭め、自ら望む人生を選び取ることができなくなったりするなど、さまざまな制約をもたらす、社会にとっても大きな損失につながってしまいます。

#### ○「絶対的貧困」と「相対的貧困」

「貧困」という言葉で広く受け入れられているのは、「社会生活を営むための『必要』を充足する資源の不足・欠如」という考え方です。つまり、人間が生きていくためには「必要なもの・こと」があるという当たり前のことを出発点に置き、それが充足されないことを貧困と考えます。

貧困のイメージとして広く共有されている「食べるものがなくて飢える」という状態を「絶対的貧困」といいますが、ここで想定される水準は、「生活」というよりは、「生存」に近いところであると考えられます。

しかし、人間の生活は常に社会生活として営まれるので、社会に参加して社会の一員として生きるという生活の水準を想定して、そのための「必要」を考えるべきであり、このような考えのもと、「社会的、相対的に定義される『必要』を欠く状態」を「相対的貧困」といいます。

(出所：松本伊知朗氏・湯澤直美氏ほか「子どもの貧困ハンドブック」を基に作成)

#### ○可処分所得による区分

本市が行った「吉川市子育て世帯生活実態調査」では、厚生労働省が行う国民生活基礎調査で算出された「貧困線」を基に、本市独自の基準による相対的低所得線を算出し、世帯全体の可処分所得額（手取り収入）の結果に基づき、「低所得層」と「低所得層以外」に区分しています。

※「吉川市子育て世帯生活実態調査」の概要は、資料編を参照

本市の調査票における可処分所得分類

世帯員 人数	国の貧困線の基準 (可処分所得) (平成27年所得)	可処分所得の水準						
		グループⅠ	グループⅡ	グループⅢ	グループⅣ	グループⅤ	グループⅥ	
1人	122万円未満	収入 は な い	100万円未満	130万円未満	200万円未満	—	300万円未満	300万円以上
2人	173万円未満		100万円未満	200万円未満	300万円未満	400万円未満	500万円未満	500万円以上
3人	212万円未満		130万円未満	300万円未満	400万円未満	500万円未満	600万円未満	600万円以上
4人	245万円未満		130万円未満	300万円未満	400万円未満	500万円未満	600万円未満	600万円以上
5人	274万円未満		200万円未満	300万円未満	400万円未満	600万円未満	700万円未満	700万円以上
6人	300万円未満		200万円未満	300万円未満	500万円未満	600万円未満	800万円未満	800万円以上
7人	324万円未満		200万円未満	400万円未満	500万円未満	700万円未満	800万円未満	800万円以上
8人	346万円未満		200万円未満	400万円未満	500万円未満	700万円未満	900万円未満	900万円以上
9人以上	367万円未満		200万円未満	400万円未満	500万円未満	700万円未満	900万円未満	900万円以上

「低所得層」と定義

※本市が行った「吉川市子育て世帯生活実態調査」において「低所得層」に属する世帯の割合

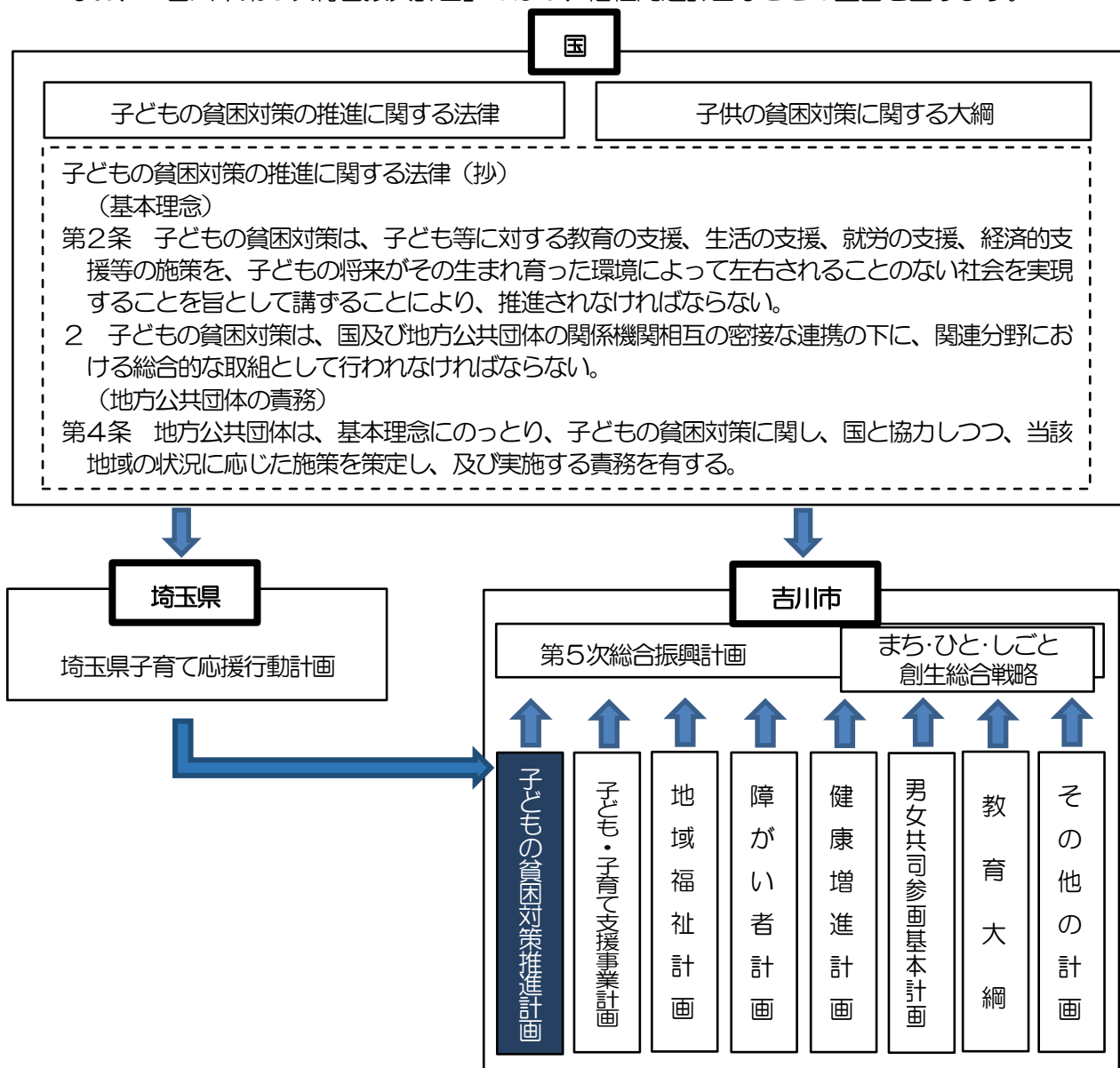
	本市調査からの 推計値
中学生以下の子どもがいる世帯のうち低所得線を下回る世帯の割合	7.4%
中学生以下の子どもがいるひとり親世帯のうち低所得線を下回る世帯の割合	44.4%

「本市の調査票における可処分所得分類」の表の太枠線内を、「低所得層」に属する世帯と定義し、その割合を上表で表しています。「国民生活基礎調査」では、世帯に含まれるすべての子どものうち、貧困線以下の等価可処分所得水準で生活する子どもの割合を「子どもの貧困率」（平成 27 年データでは、13.9%）として算出していますが、本市の調査とは母集団、調査手法、調査項目、算出の手法の違いにより、単純に比較することはできないことに留意が必要です。

## 2 計画の位置づけ

子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条の規定を受け、本市では子どもの貧困対策推進計画を策定し、推進していきます。

なお、「吉川市第5次総合振興計画」のほか、福祉関連計画などとの整合を図ります。



### 3 計画の対象

本計画が対象とする子どもは、妊娠期から 18 歳までの子どものうち、現在困難を抱える家庭の子どもと将来困難を抱える可能性がある子どもとし、その子どもの保護者も計画の対象に含めます。ただし、若者を対象とする施策については、18 歳を超える年齢も含めることとします。

### 4 計画の期間

子どもの貧困対策推進計画の計画期間は 5 年間とし、計画の目指す姿としての「基本理念」や基本目標ごとの施策を明示します。

年度	西暦									
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
総合振興計画	2012(H24)年度～2021年度			次期計画						
子ども・子育て支援事業計画	2015年度～2019(H31)年度	第2期子ども・子育て支援事業計画 2020年度～2024年度								
子どもの貧困対策推進計画	2019(H31)年度～2023年度				次期計画					



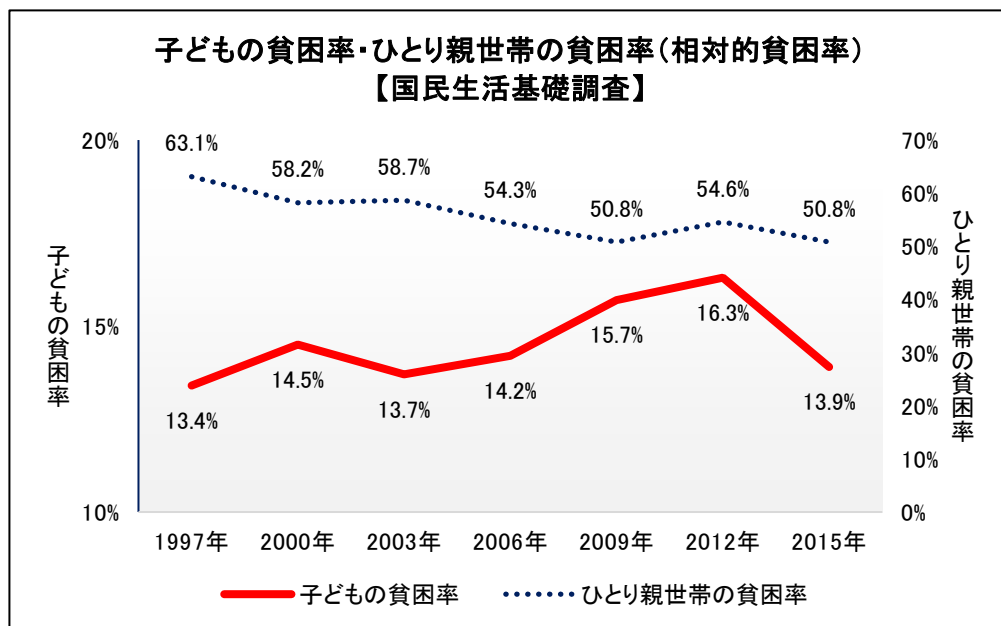
## 第2章 子どもを取り巻く現状と課題

### 第1節 国・埼玉県の動向

#### 1 国の計画の動向

2015年（平成27年）の子どもの貧困率は13.9%と、7人に1人が貧困状態にある結果となっています。ひとり親世帯については、2012年（平成24年）では54.6%、2015年（平成27年）では50.8%と高い状況です。また、貧困の状況は次世代に連鎖する傾向にあることが課題となっています。

国では、2014年（平成26年）1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。さらに、2014年（平成26年）8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。これを受け、2015年（平成27年）には子どもの未来応援国民運動が主導され、国や県・市町村、企業や団体・NPO、地域住民それぞれの活動による支援の輪を広げていく運動が進められています。



#### 2 埼玉県の計画の動向

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行を受け、埼玉県においても子育て応援行動計画を策定しています。当計画では、「『子供の育ち』と『子育て』の支援」を施策として打ち出し、ひとり親世帯や貧困の状況にある子どもへの支援を進めています。

## 第2節 子どもを取り巻く現状

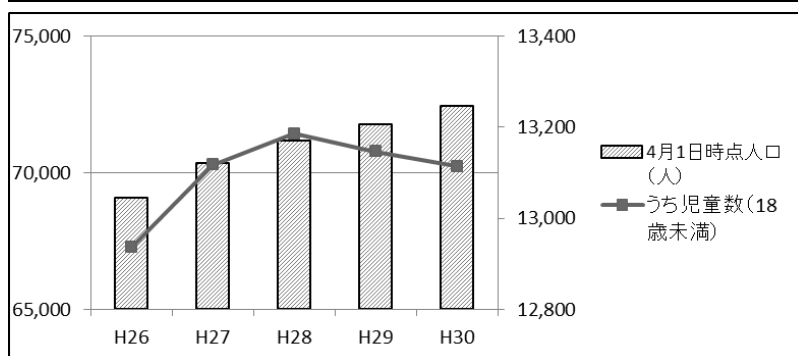
### 1 困難を抱える家庭の子どもの状況

#### (1) 人口の推移

人口の推移について、平成27年に7万人を超え、以降も人口が増加傾向となっています。児童数については、平成28年をピークに減少傾向となっています。

【人口の推移】

	各年度4月1日時点				
	H26	H27	H28	H29	H30
4月1日時点人口（人）	69,093	70,373	71,179	71,781	72,450
うち児童数（18歳未満）	12,936	13,117	13,186	13,146	13,114
割合	18.7%	18.6%	18.5%	18.3%	18.1%



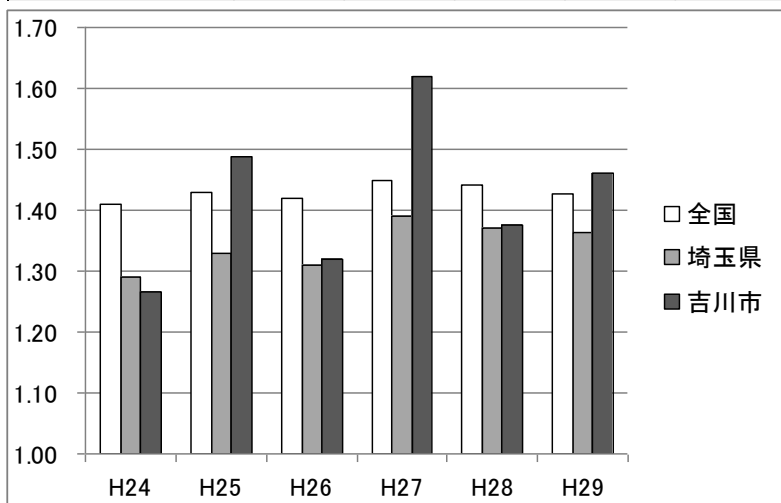
資料：住民基本台帳人口

#### (2) 合計特殊出生率の推移

平成29年では全国の合計特殊出生率が1.43となっており、吉川市は1.46となっています。

【合計特殊出生率】

合計特殊出生率	H24	H25	H26	H27	H28	H29
全国	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43
埼玉県	1.29	1.33	1.31	1.39	1.37	1.36
吉川市	1.27	1.49	1.32	1.62	1.38	1.46



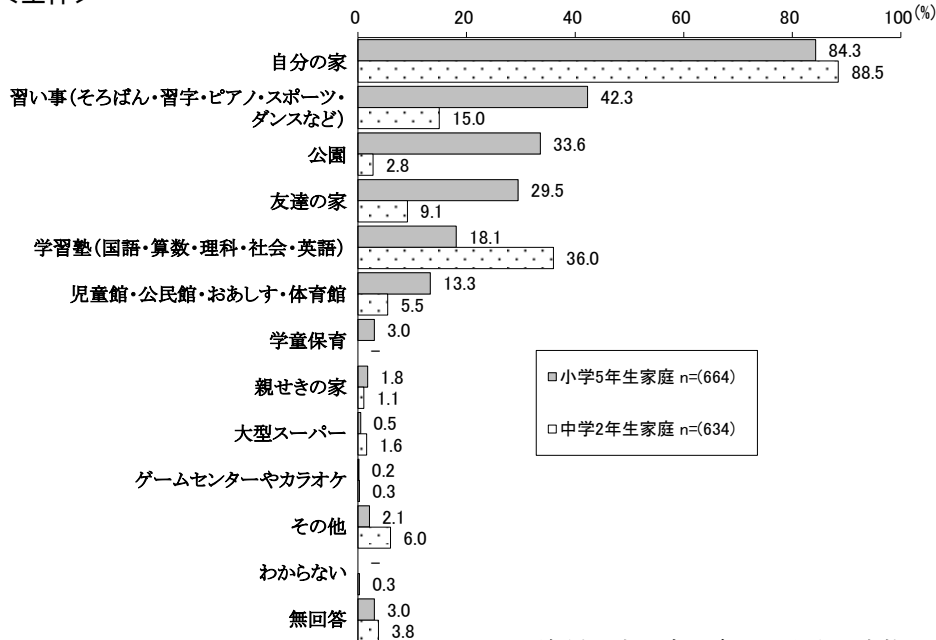
資料：埼玉県ホームページ

### (3) 子どもの放課後の過ごし方（場所）について

自分の家以外の居場所として、小学5年生家庭の保護者の回答では「習い事」や「公園」が多く、中学2年生家庭の保護者の回答では「学習塾」が多くなっています。

【子どもの放課後の過ごし方（場所）】 ※「n」は回答者数。以下、同じ。

<全体>

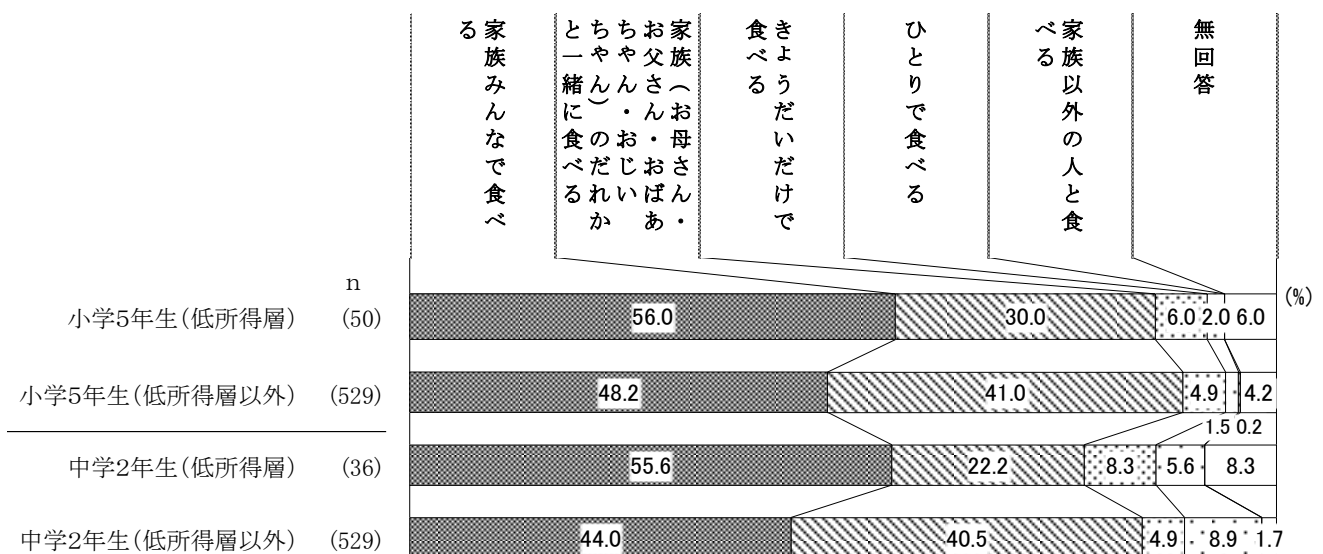


資料：吉川市子育て世帯生活実態調査

### (4) 平日の夕ごはんを一緒に食べる人について

「ひとりで食べる」や「きょうだいだけで食べる」と回答する割合は、低所得層における小学5年生では8%となっています。

【平日の夕ごはんを一緒に食べる人(子どもの回答)】



資料：吉川市子育て世帯生活実態調査

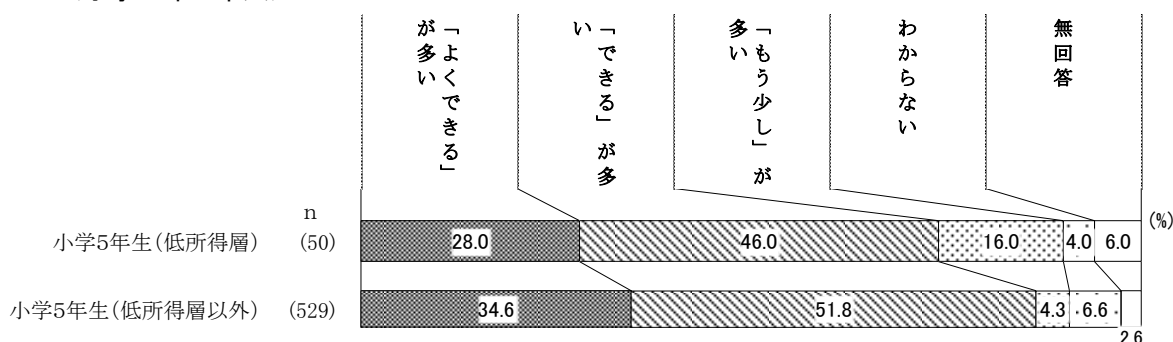
## (5) 学習（成績や習い事）について

### ① 学校での成績について

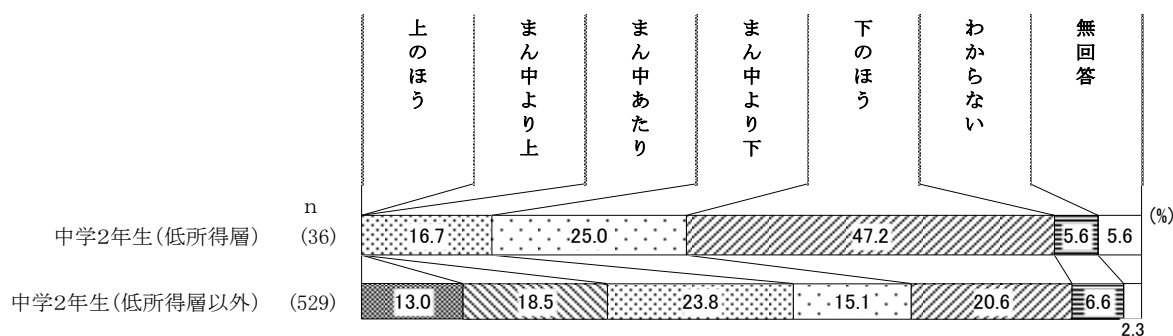
学校での成績についての自己評価については、小学5年生では「低所得層」と「低所得層以外」ともに、「よくできるが多い」や「できるが多い」の割合が多いものの、低所得層では「もう少しが多い」との回答が一定数あります。中学2年生では低所得層以外は「真ん中あたり」が多く、低所得層では「下のほう」が一番多くなっており、低所得層の子どもに学習についての自己評価が低い傾向が見られます。

#### 【学校での成績（子どもの回答）】

##### <小学5年生本人>



##### <中学2年生本人>



資料：吉川市子育て世帯生活実態調査

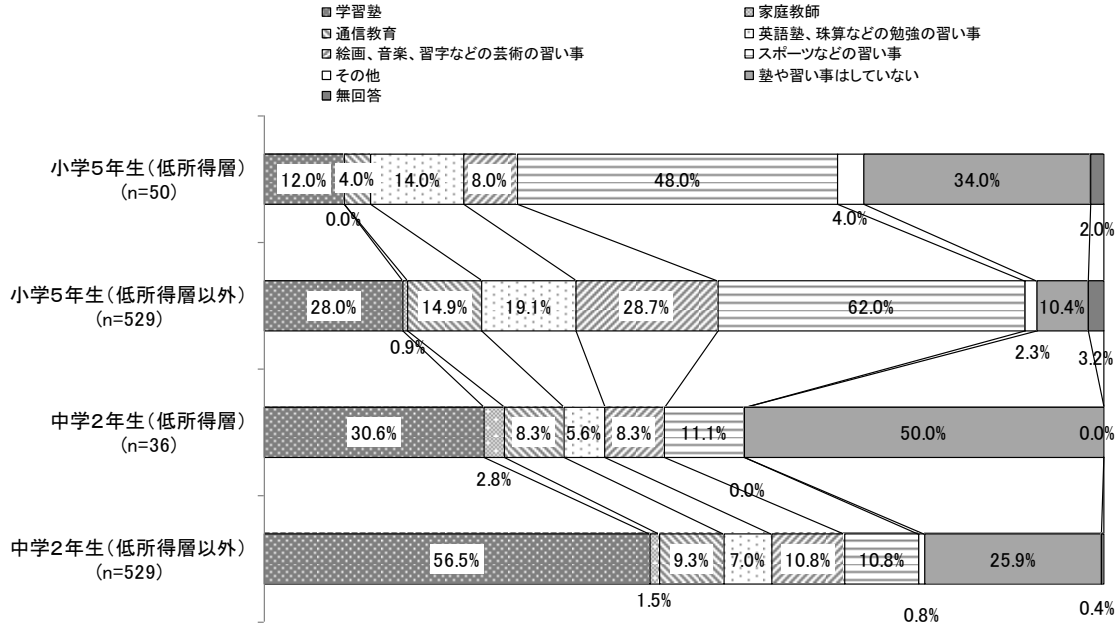
### ② 塾や習い事について

「学習塾」に通っている子どもは中学2年生の低所得層以外で56.5%であることにに対し、低所得層では30.6%と差が開いています。

また、低所得層のうち、「塾や習い事はしていない」と回答する子どもは、小学5年生では34.0%となっていますが、中学2年生では50.0%とさらに増加しています。

さらに、塾や習い事はしていないと回答した方の理由としては、「経済的余裕がないから」が、小学5年生の低所得層以外では3割弱であることにに対し、低所得層で7割となっており、中学2年生では低所得層以外の4割に対し、低所得層で8割近くとなっています。

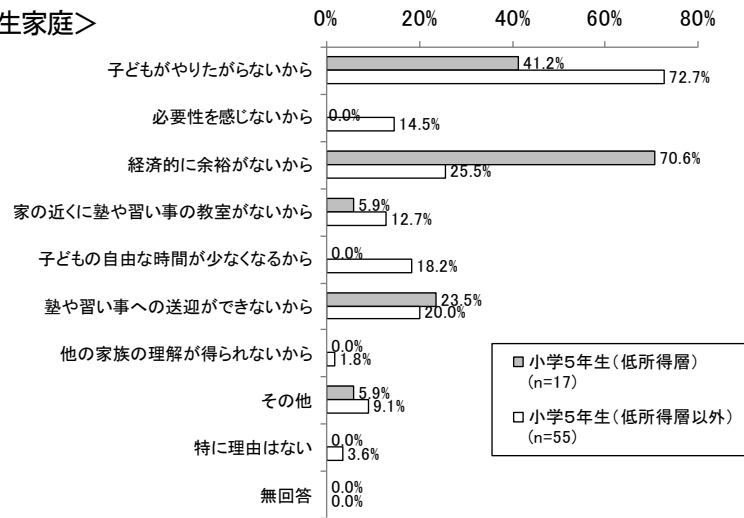
### 【塾や習い事について（保護者の回答）】



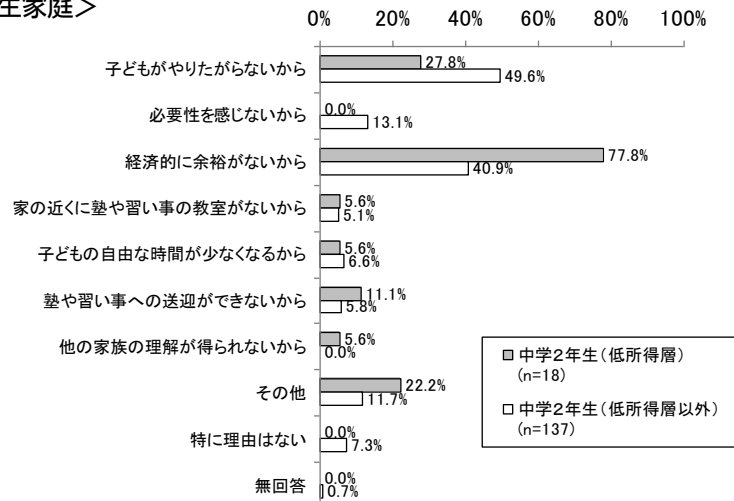
資料：吉川市子育て世帯生活実態調査

### 【塾や習い事をしていない理由（保護者の回答）】

#### <小学5年生家庭>



#### <中学2年生家庭>

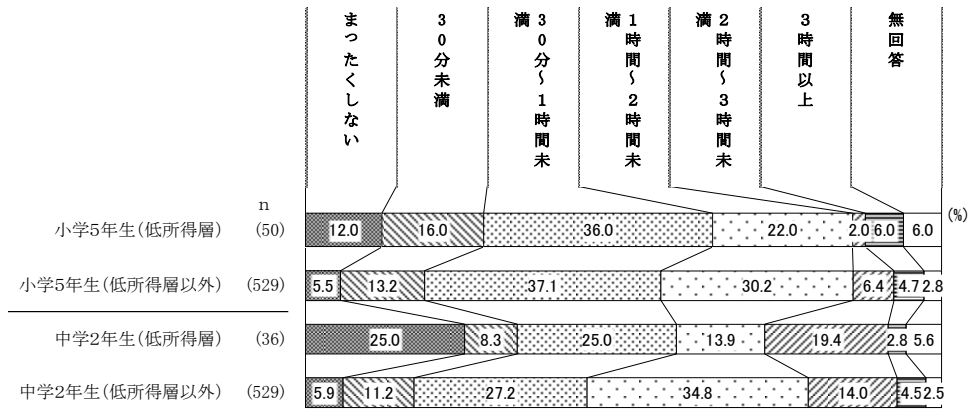


資料：吉川市子育て世帯生活実態調査

## (6) 平日の学習時間について

学校の授業以外で1日何時間くらい勉強するかについて、「まったくしない」と回答する割合は、低所得層以外では小学5年生、中学2年生ともに6%未満であることにに対し、低所得層では小学5年生で12.0%、中学2年生では25.0%となっています。

【平日の学習時間について（子どもの回答）】 ※「n」は回答者数。以下、同じ。



資料：吉川市子育て世帯生活実態調査

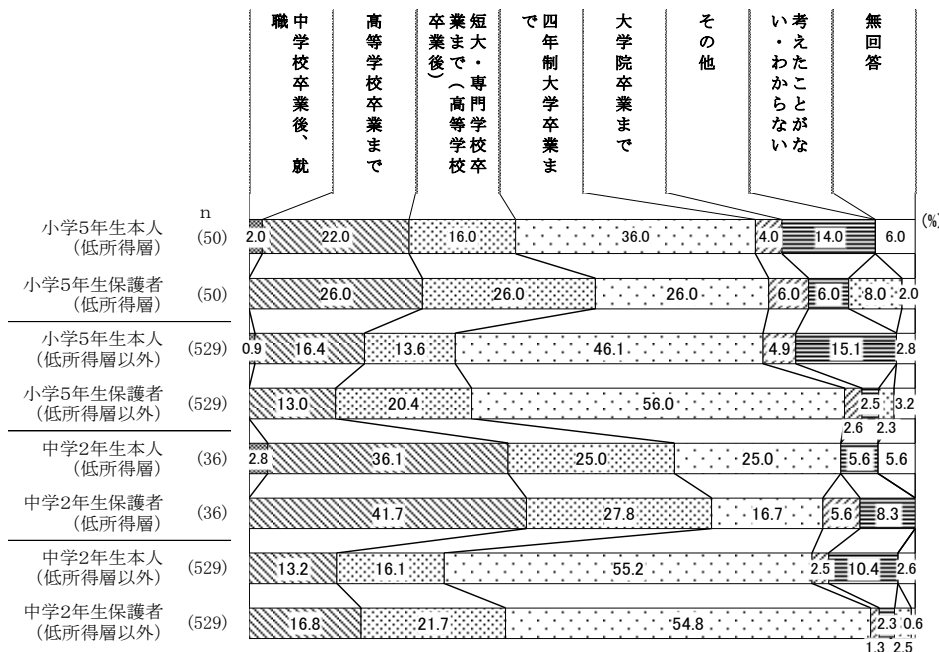
## (7) 希望する進路について

低所得層以外は「四年制大学卒業まで」と回答する割合が高いことにに対し、低所得層は「高等学校卒業まで」と回答する割合が高くなっています。

また、「高等学校卒業まで」の回答を詳しく見ると、低所得層では小学5年生本人で22.0%、保護者で26.0%、さらに中学2年生では本人が36.1%、保護者が41.7%と本人と保護者ともに高くなっています。

なお、低所得層以外では保護者の希望が本人と同程度かそれを上回っているのに対し、低所得層の家庭では本人の希望よりも保護者の希望が下回っている点も特徴的です。

【希望する進路（子ども・保護者の回答）】

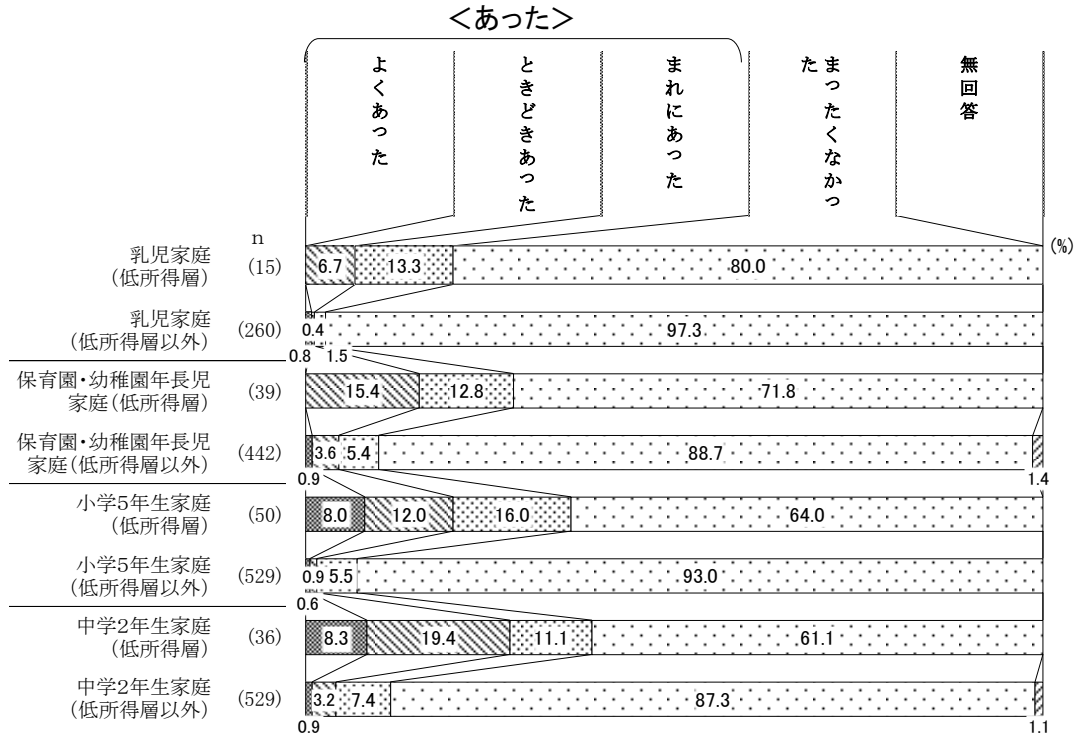


資料：吉川市子育て世帯生活実態調査

### (8) 経済的な理由で食料を買えなかった経験について

過去1年間の経済的困難状況について、「食料を買えなかったことがあった」と回答した割合は、小学5年生家庭、中学2年生家庭の低所得層では3割台となっています。

【食料を買えなかった経験について（保護者の回答）】

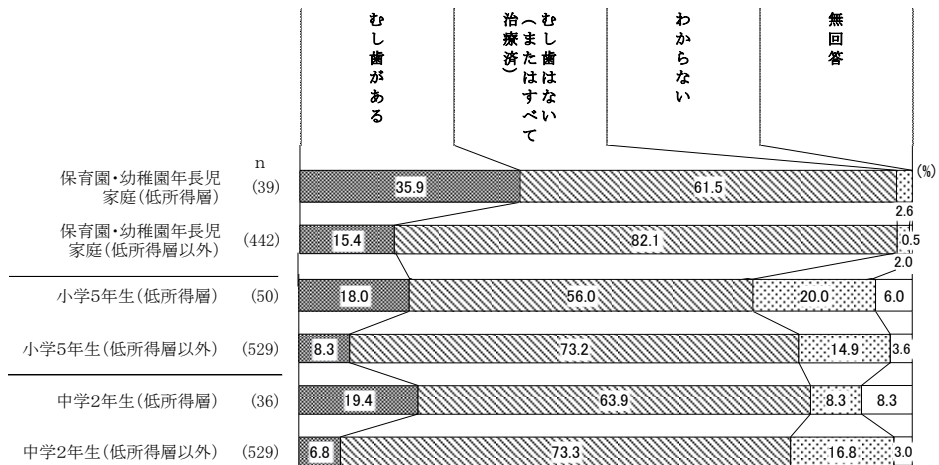


資料：吉川市子育て世帯生活実態調査

### (9) むし歯の状況について

「むし歯がある」と回答した割合は、いずれの年代においても低所得層の割合が高くなっています。

【むし歯の状況】



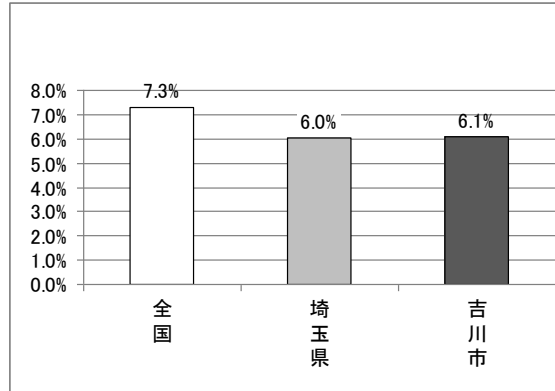
資料：吉川市子育て世帯生活実態調査

## 2 困難を抱える家庭の保護者の状況

### (1) 母子・父子家庭の割合について

平成27年の国勢調査において、18歳未満がいる世帯数のうち、母子・父子家庭の割合は吉川市で6.1%と全国平均より下回っており、埼玉県と同程度となっております。

【母子・父子家庭割合】



資料：平成27年総務省統計局統計調査部国勢統計課

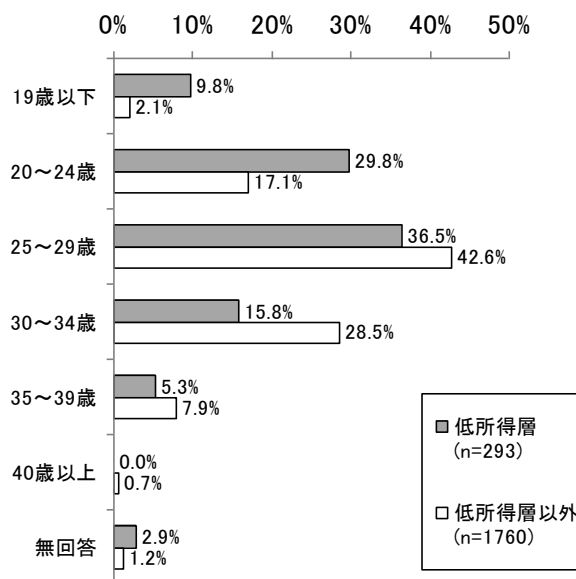
なお、吉川市子育て世帯生活実態調査によると、低所得層のうち、年長児家庭では41.0%、小学5年生家庭では66.0%、中学2年生家庭では61.1%がひとり親家庭であると推測されます。

### (2) 母親が初めて親になった年齢について

初めての出産が19歳以下であった人は、低所得層で9.8%と約1割を占めるのに対し、低所得層以外では2.1%と低く、20~24歳でも、低所得層で29.8%と約3割であるのに対し、低所得層以外では17.1%となり、低所得層に若年出産が多いことが特徴です。

さらに、国の人口動態統計によると、本市は20~24歳で初めて出産する母親の割合が全国・県よりも高くなっています。

【母親が初めて親になった年齢】

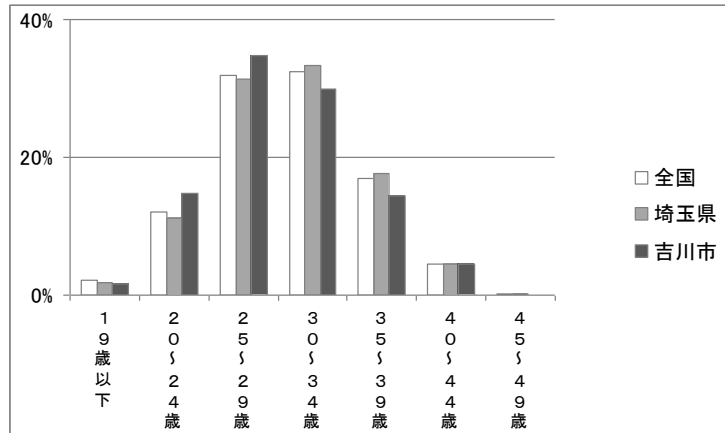


資料：吉川市子育て世帯生活実態調査



【（参考）平成28年母の年齢（5歳階級）・出生順位別にみた第1子出生数】

	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
全国	2.1%	12.0%	31.9%	32.4%	17.0%	4.5%	0.1%
埼玉県	1.8%	11.1%	31.4%	33.4%	17.7%	4.4%	0.1%
吉川市	1.6%	14.8%	34.7%	29.9%	14.5%	4.5%	0.0%



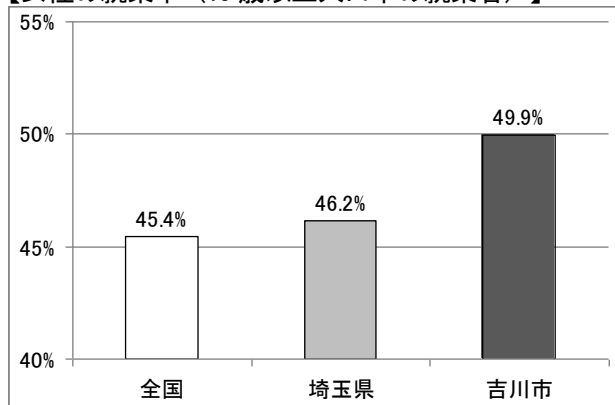
資料：（全国）人口動態統計、（埼玉県・吉川市）埼玉県保健統計年報

（3）女性の就業率や従業上の地位について

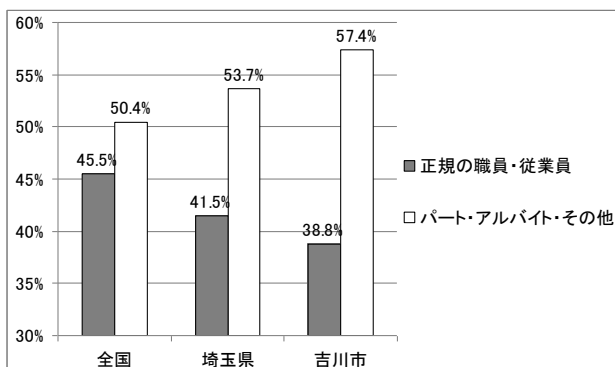
平成27年の就業状態等基本集計において、吉川市の女性の就業率は49.9%と、国、埼玉県と比較して高くなっています。

一方、従業上の地位をみると、女性の雇用者のうち、「正規の職員・従業員の割合」が38.8%と、国や埼玉県をやや下回っていることに対し、「パート・アルバイト・その他」の割合が57.4%と上回っています。

【女性の就業率（15歳以上人口中の就業者）】



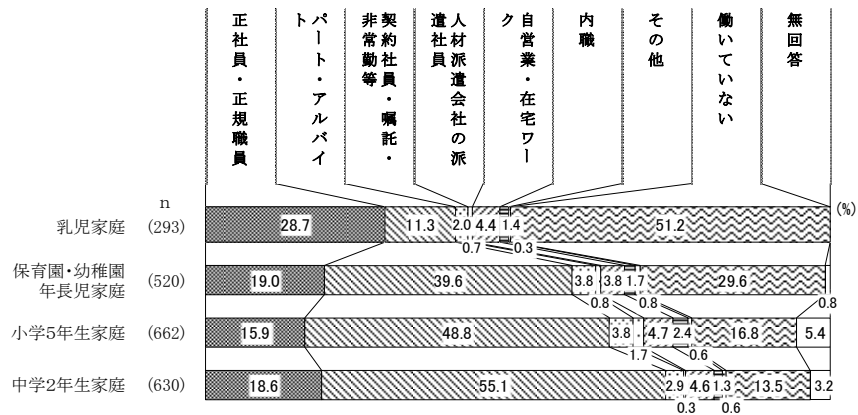
【雇用者のうち従業上の地位（女性）】



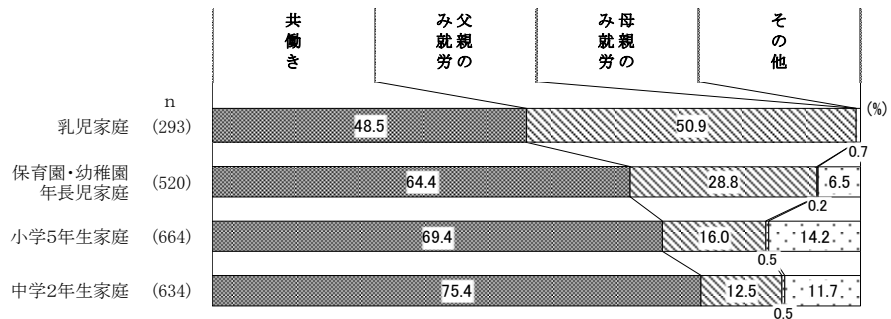
資料：平成27年国勢調査就業状態等基本集計（総務省統計局）

【保護者の職業と世帯の就労状況（保護者の回答）】

＜母親の職業＞



＜世帯の就労状況＞



資料：吉川市子育て世帯生活実態調査

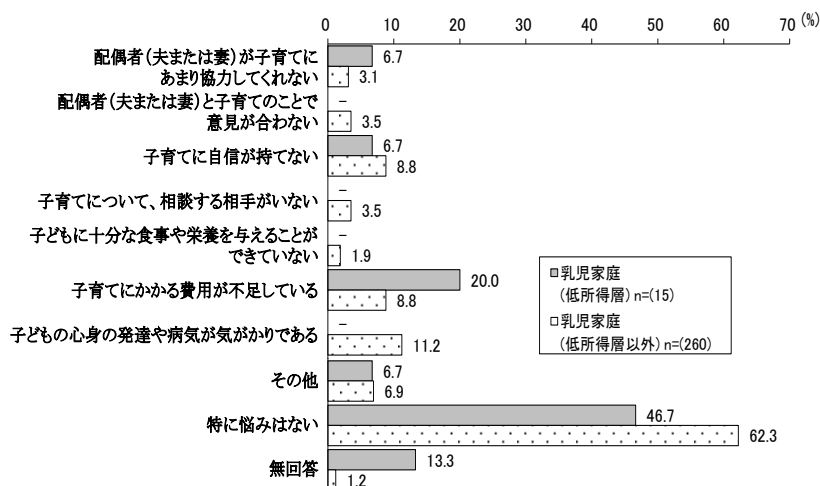
母親の職業については、「正社員・正規職員」は乳児家庭で28.7%と高く、子どもの成長につれて「パート・アルバイト」の割合が高くなり、中学2年生家庭では55.1%と5割を超えています。

(4) 子育てに関する保護者の悩みについて

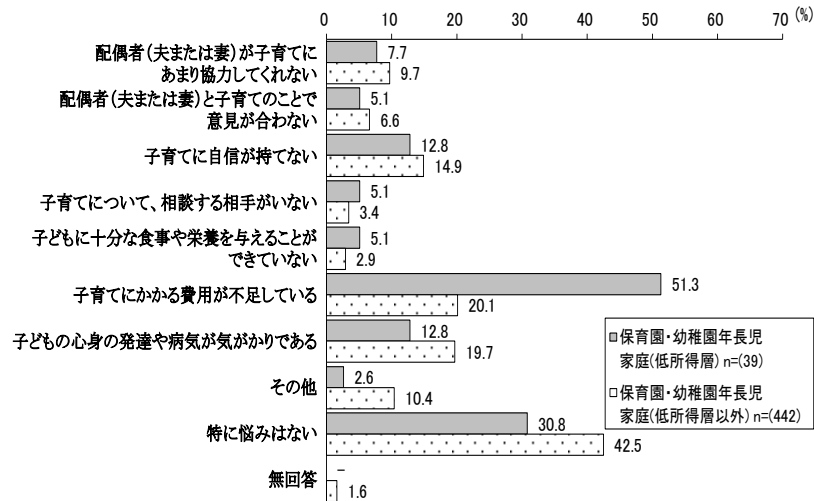
「子育てにかかる費用が不足している」割合は所得に関わらず子どもの成長につれて高くなり、特に低所得層ではそれが顕著に見られます。

【子育てについての悩み（保護者の回答）】

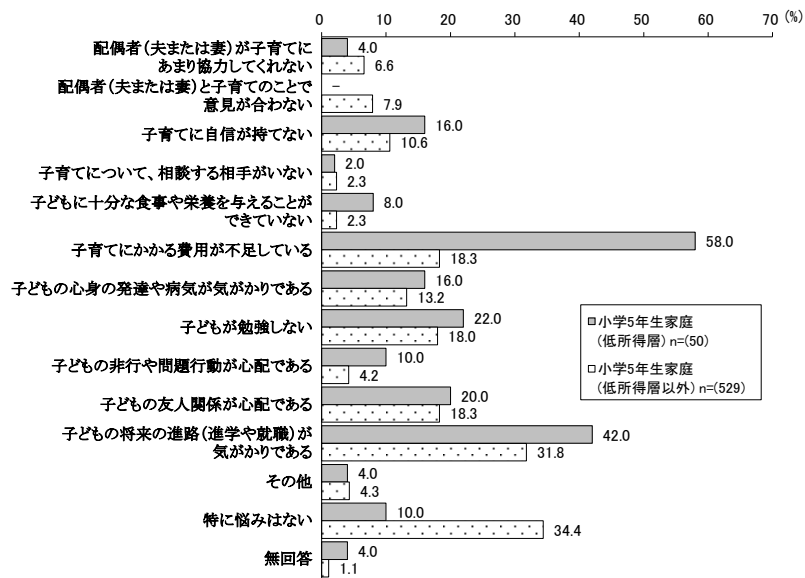
＜乳児家庭＞



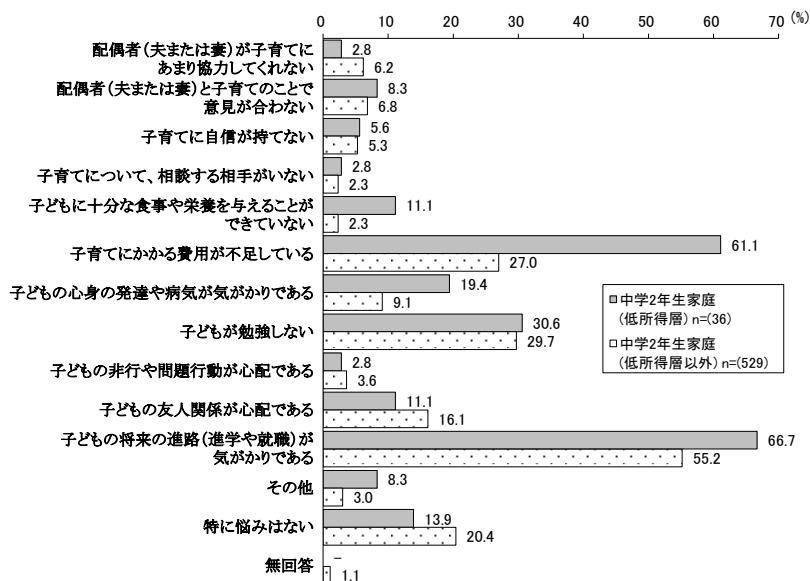
### <保育園・幼稚園年長児家庭>



### <小学5年生家庭>



### <中学2年生家庭>



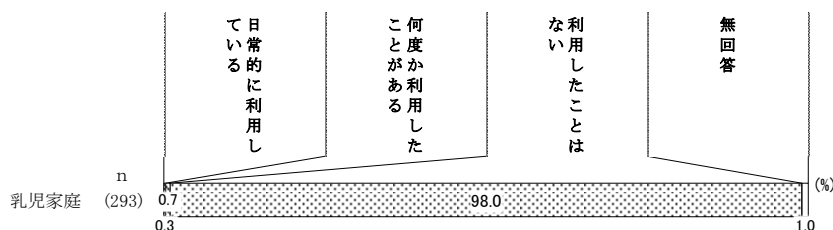
資料：吉川市子育て世帯生活実態調査

## (5) 子育てに関する市の取組みの利用について

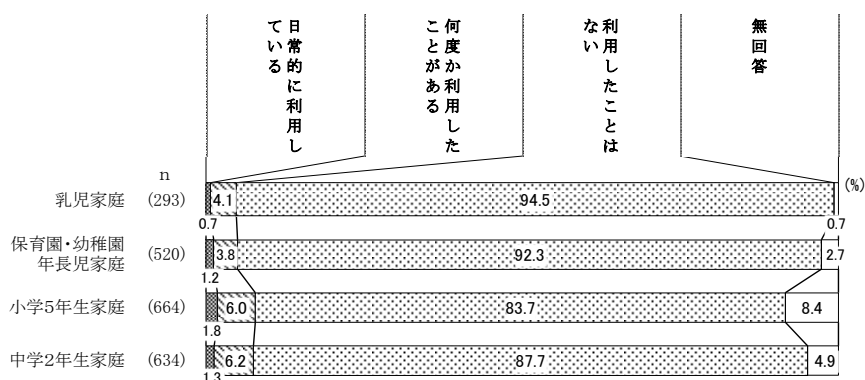
利用状況は所得の状況で大きな差は見られませんが、利用したことがない理由として低所得層では「サービスを知らない」を挙げている割合が低所得層以外と比べて高いことが特徴的です。

### 【利用状況（保護者の回答）】

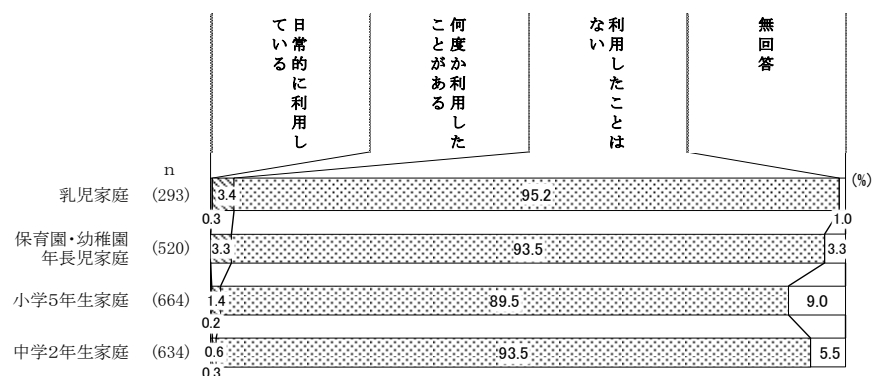
#### <産前・産後ヘルプサービス>



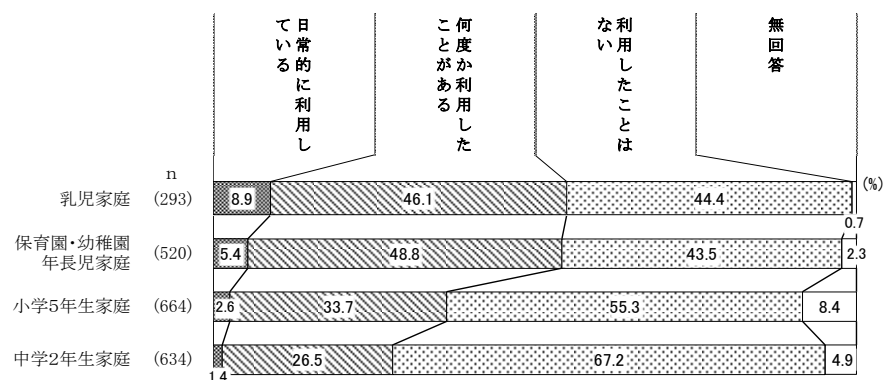
#### <ホームスタート（家庭訪問型子育て支援）>



#### <ファミリー・サポート・センター>



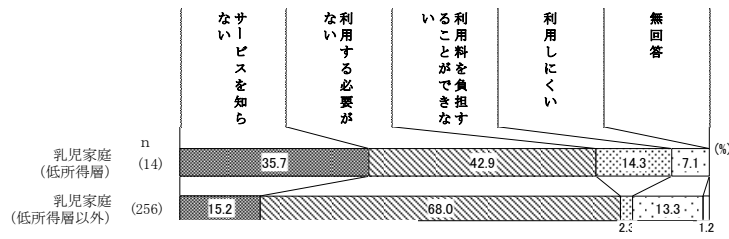
#### <子育て支援センター>



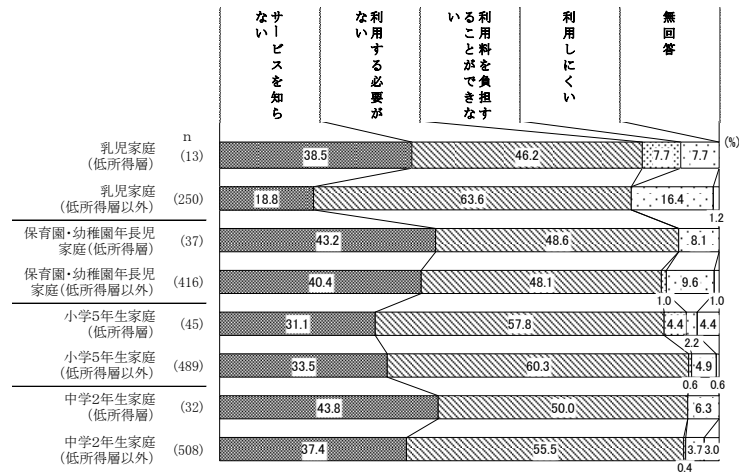
資料：吉川市子育て世帯生活実態調査

【利用したことがない理由（保護者の回答）】

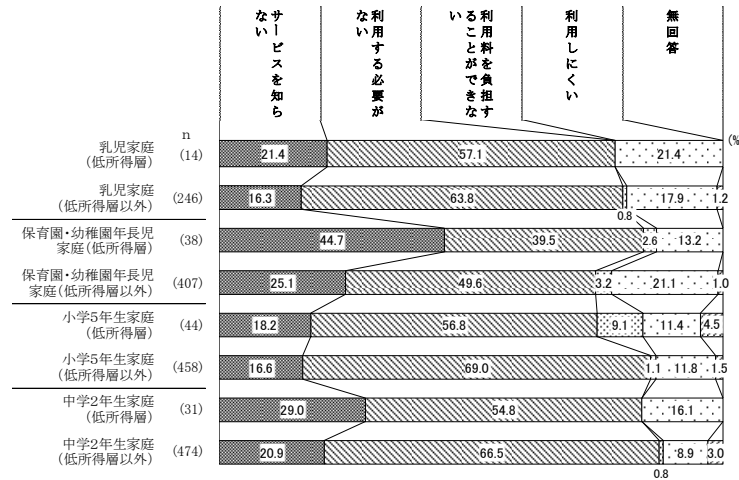
<産前・産後ヘルプサービス>



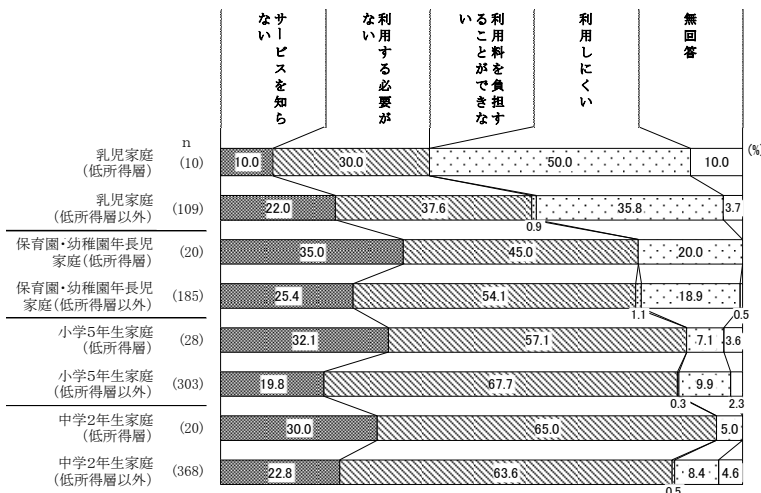
<ホームスタート（家庭訪問型子育て支援）>



<ファミリー・サポート・センター>



<子育て支援センター>



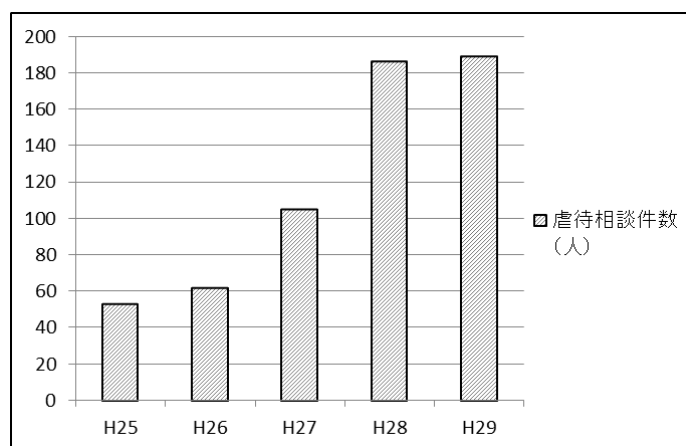
## (6) 虐待相談受案件数の推移

虐待相談を受理した件数（実人数）の推移は平成 29 年度に 189 人となっており、年々件数が増加しています。虐待種別で見ると、心理的虐待が平成 29 年度で 111 人と最も多く、年齢別で見ると 0 歳から 3 歳児が平成 29 年度で 55 人と、乳幼児が多い状況となっています。

【虐待相談受案件数（実人数）】

各年度3月31日時点

	H25	H26	H27	H28	H29
虐待相談件数（人）	53	62	105	186	189



単位：人

虐待種別	H25	H26	H27	H28	H29
身体的	18	24	23	20	26
性的	2	0	0	3	1
心理的	16	24	61	123	111
ネグレクト	17	14	21	40	51
計	53	62	105	186	189

年齢別	H25	H26	H27	H28	H29
0～3歳	7	11	26	56	55
3歳～就学前児童	13	22	23	36	37
小学生	21	20	36	65	62
中学生	9	7	15	18	27
高校生・その他	3	2	5	11	8
計	53	62	105	186	189

資料：子育て支援課

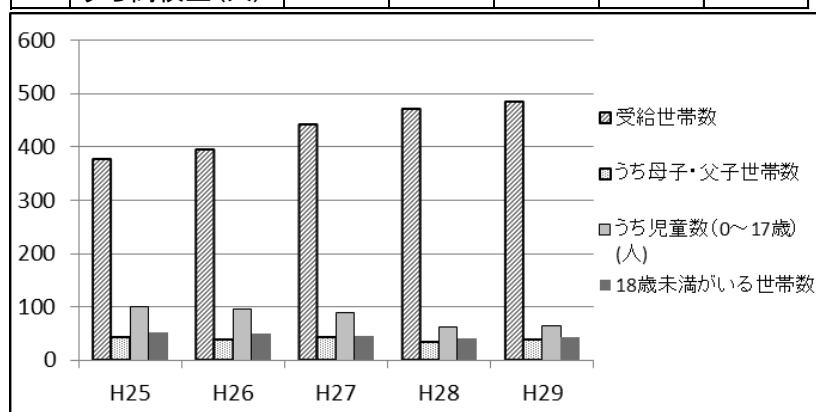
### 3 生活困難な家庭基盤の状況

#### (1) 生活保護世帯数の推移

平成 29 年度において、生活保護世帯のうち 18 歳未満がいる世帯が約 1 割となっています。また、5 年間の推移として、18 歳未満がいる世帯数はほぼ横ばいとなっています。

【生活保護世帯数】 各年度3月31日時点

	H25	H26	H27	H28	H29
受給世帯数	378	397	444	473	485
18歳未満がいる世帯数	52	49	46	41	44
うち母子・父子世帯数	44	39	44	35	39
うち児童数(0～17歳)	100	96	88	62	65
うち小学生(人)	40	33	33	27	24
うち中学生(人)	16	21	17	17	15
うち高校生(人)	18	17	12	4	10



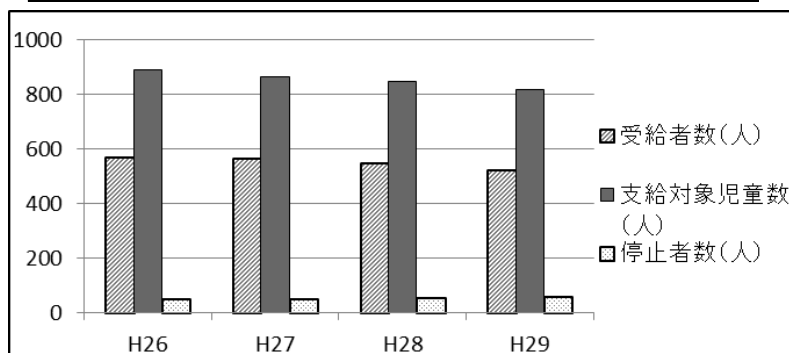
資料：地域福祉課

#### (2) 児童扶養手当の受給者数等の推移

児童扶養手当の受給者数は、ほぼ横ばいで推移しており、平成 29 年度では 525 人となっています。

【児童扶養手当の受給者数等】 各年度3月1日時点  
単位：人

	H26	H27	H28	H29
受給権者	624	618	608	587
受給者数	572	568	551	525
支給対象児童数	889	863	847	815
停止者数	52	50	57	62



資料：子育て支援課

### (3) 就学援助制度の認定率の推移について

小学校・中学校の児童・生徒の就学援助の認定率は減少傾向にあります。  
認定率は、小学生では8%前後、中学生では10%前後で推移しています。

#### 【就学援助費認定率】

小学校	H25	H26	H27	H28	H29
児童総数(人)	4,382	4,367	4,495	4,499	4,506
認定児童数(人)	357	343	349	374	339
うち生活保護受給者数	21	17	16	23	10
認定率(%)	8.15	7.85	7.76	8.30	7.50

中学校	H25	H26	H27	H28	H29
生徒総数(人)	2,072	2,111	2,108	2,134	2,069
認定生徒数(人)	257	242	223	199	202
うち生活保護受給者数	10	11	10	11	9
認定率(%)	11.90	12.40	10.58	10.40	9.76

資料：教育総務課

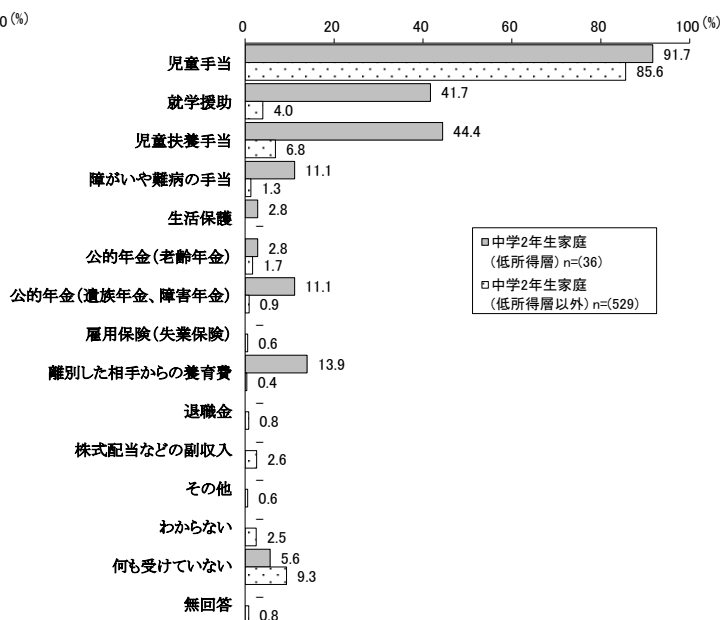
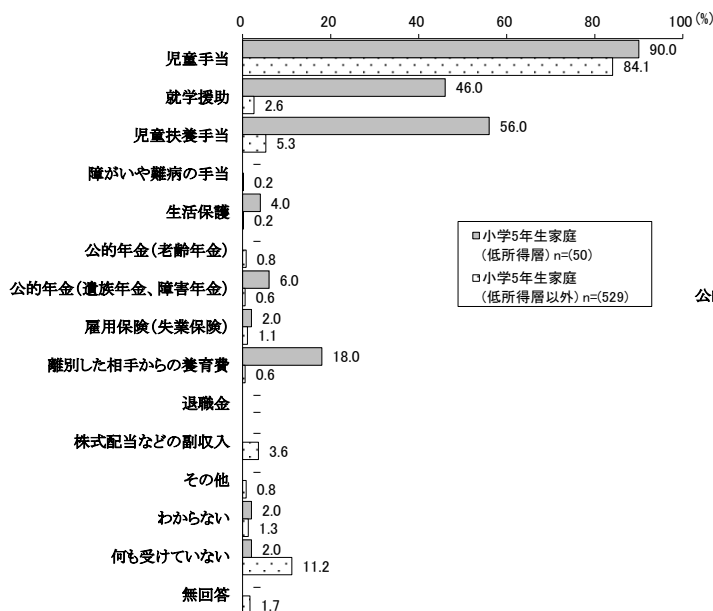
### (4) 市のサービス利用の状況について

就学援助費や児童扶養手当については、小学5年生家庭と中学2年生家庭の低所得層では約5割前後の家庭が利用していると回答しています。

#### 【市のサービスの利用状況について】

##### <小学5年生家庭>

##### <中学2年生家庭>



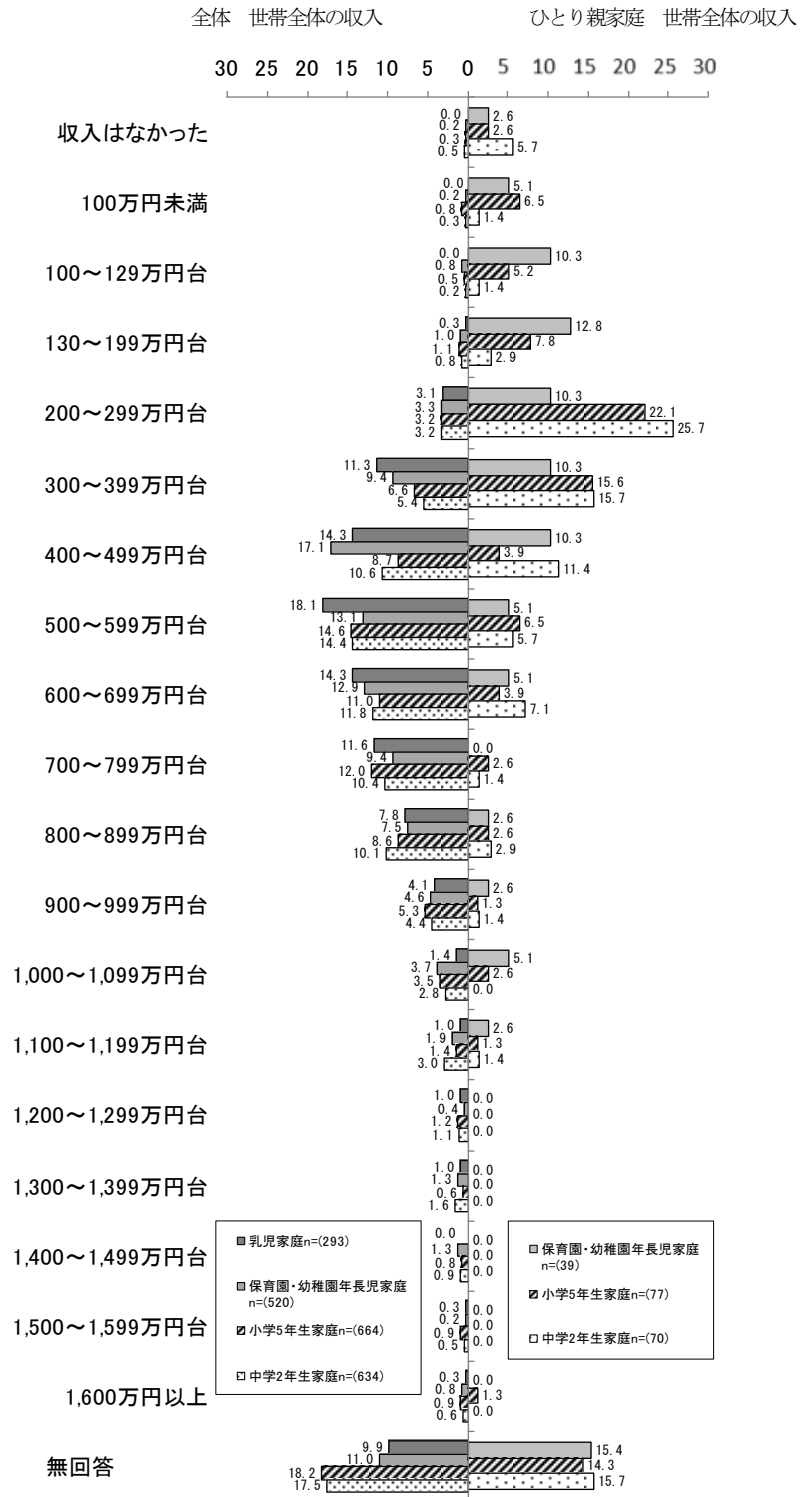
資料：吉川市子育て世帯生活実態調査



### (5) 手取り収入について

世帯全体の収入について、ひとり親家庭では、200万円台以下の世帯が約4割を占めています。

【平成28年中における手取り収入】



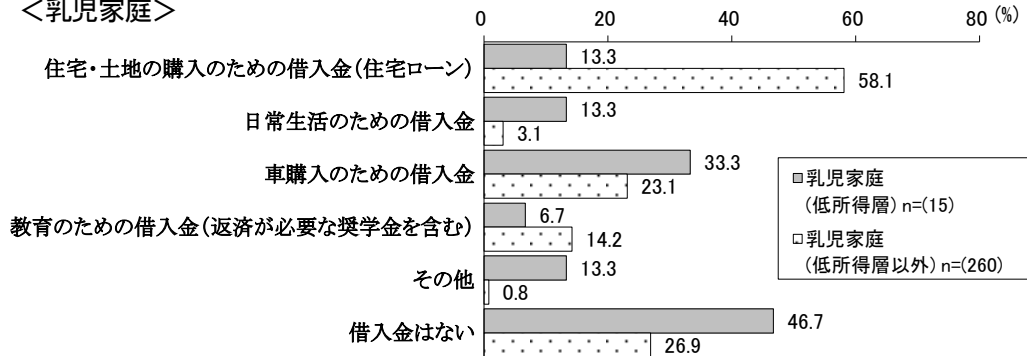
資料：吉川市子育て世帯生活実態調査

## (6) 借入金について

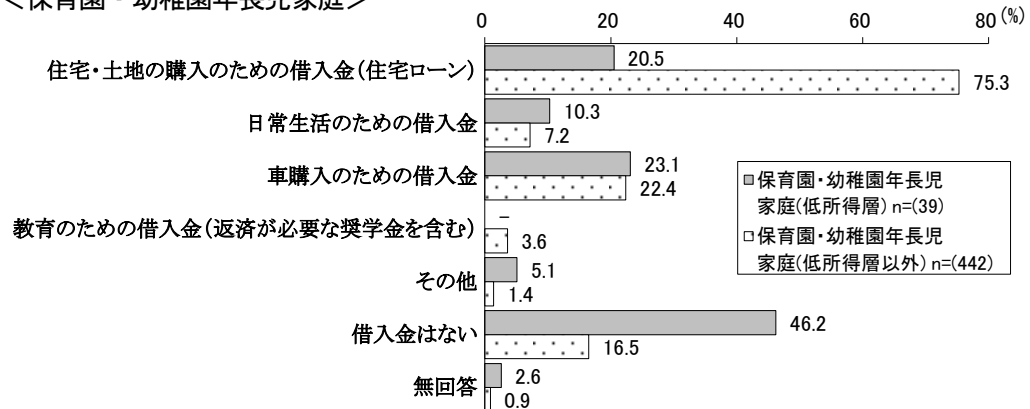
中学2年生家庭の低所得層では、日常生活のための借入金があるとする家庭が約4割を占めています。

### 【借入金】

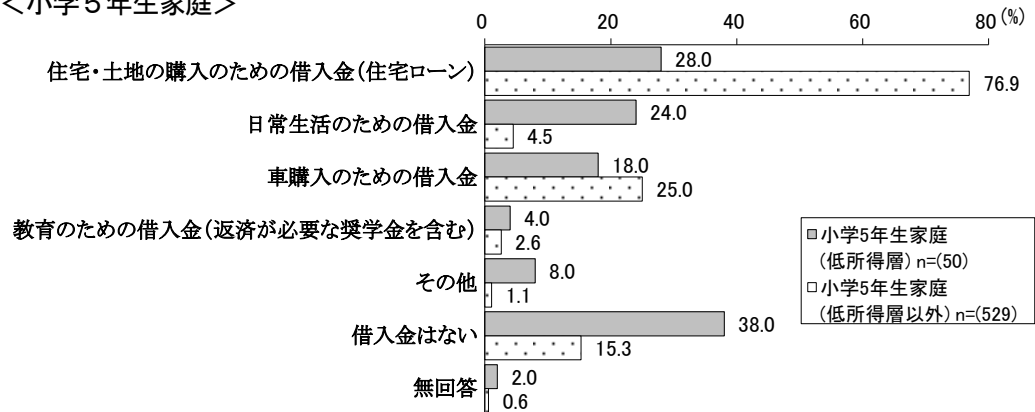
#### <乳児家庭>



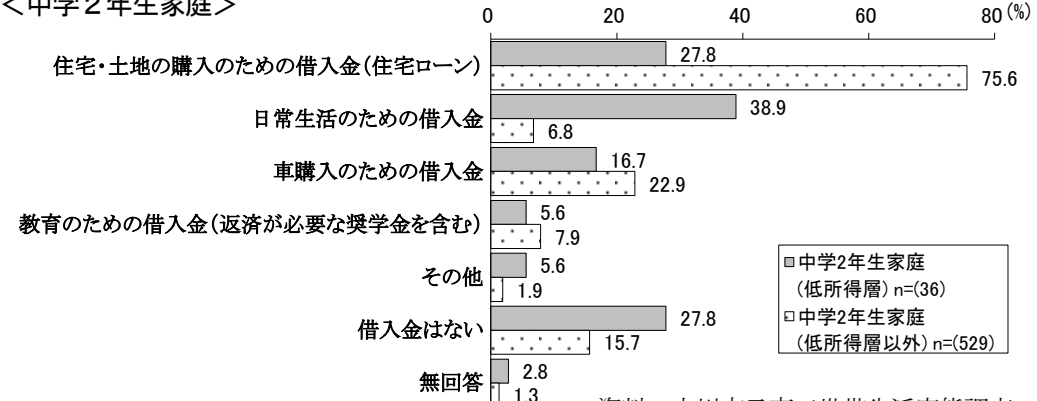
#### <保育園・幼稚園年長児家庭>



#### <小学5年生家庭>



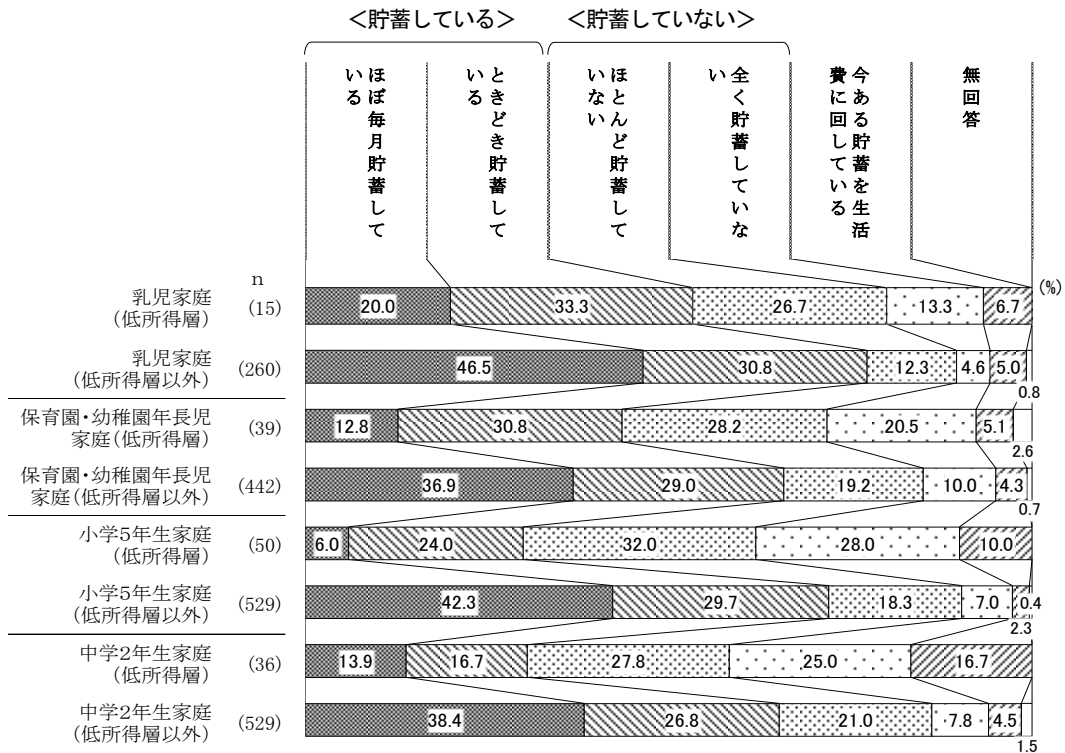
#### <中学2年生家庭>



資料：吉川市子育て世帯生活実態調査

## (7) 貯蓄について

「ほとんど貯蓄していない」、「全く貯蓄していない」を合わせた「貯蓄をしていない」と、「今ある貯蓄を生活費に回している」という回答の割合が、低所得層以外では2～3割であることに對し、低所得層では5～7割となっており、特に小学5年生、中学2年生でその割合が高くなっています。



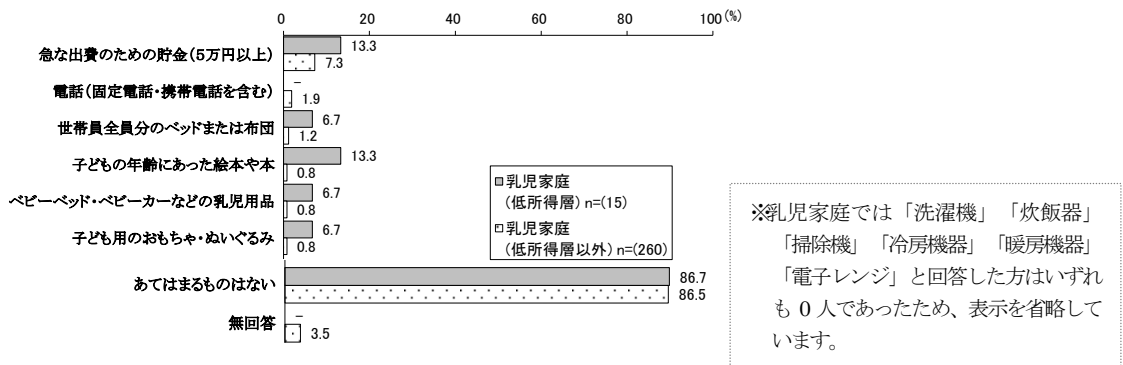
資料：吉川市子育て世帯生活実態調査

## (8) 経済的理由により家庭にないものについて

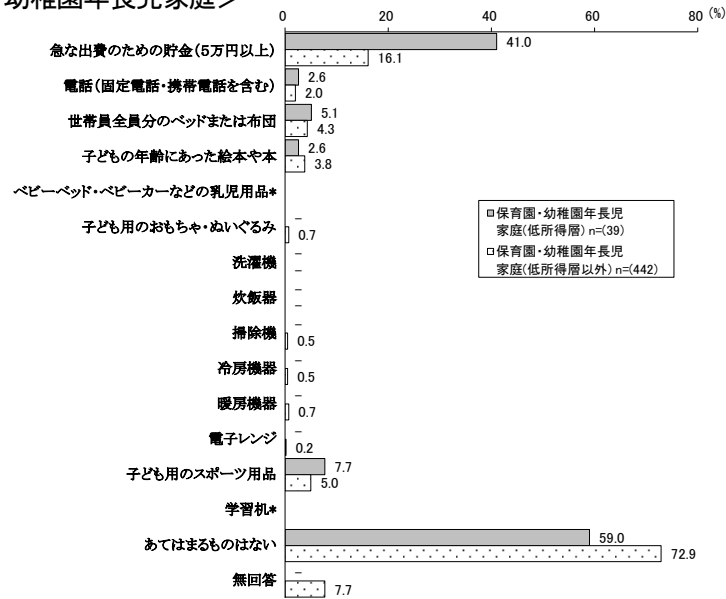
「急な出費のための貯金(5万円以上)」と回答した割合が、低所得層の乳児家庭で13.3%、保育園・幼稚園年長児家庭41.0%、小学5年生家庭で40.0%、中学2年生家庭で52.8%と年齢が上がるにつれて高くなります。

【経済的理由により家庭にないもの(保護者の回答)】

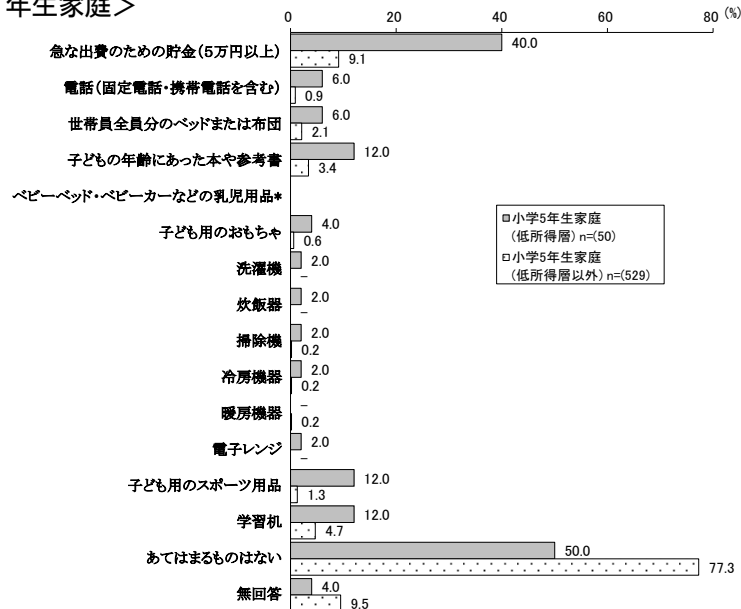
<乳児家庭>



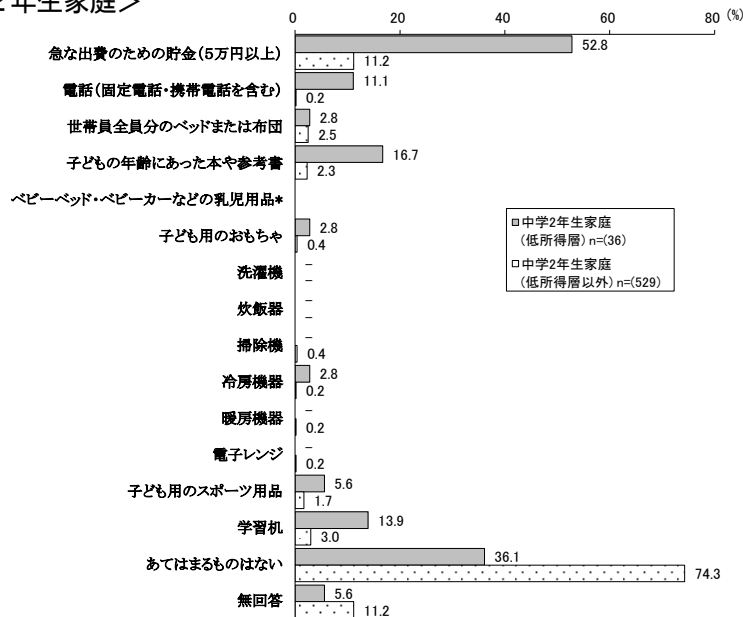
<保育園・幼稚園年長児家庭>



<小学5年生家庭>



<中学2年生家庭>

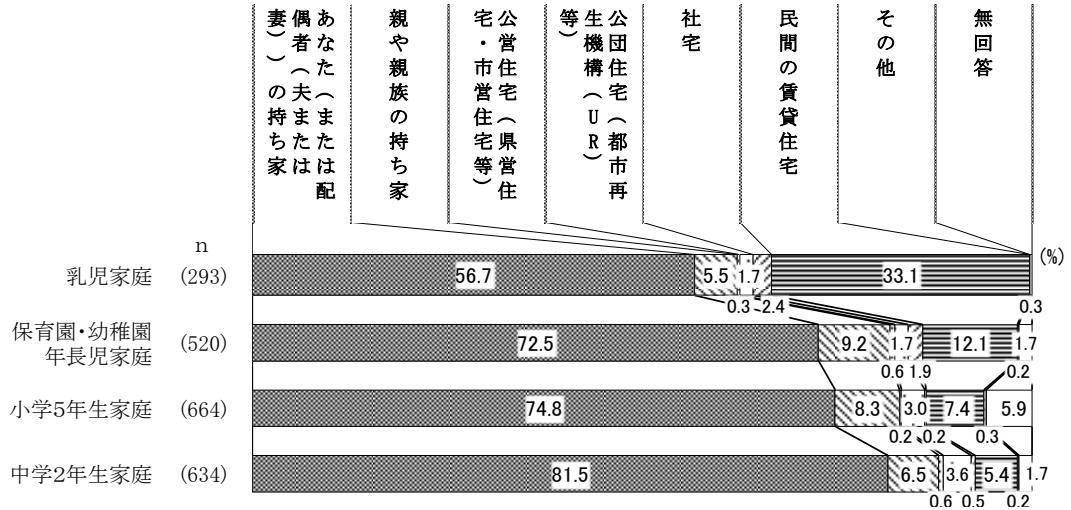


資料：吉川市子育て世帯生活実態調査

### (9) 現在の住居形態と持ち家、賃貸などについて

住居形態については、「あなた（または配偶者（夫または妻））の持ち家」の割合が最も高く、中学2年生家庭では81.5%となっています。

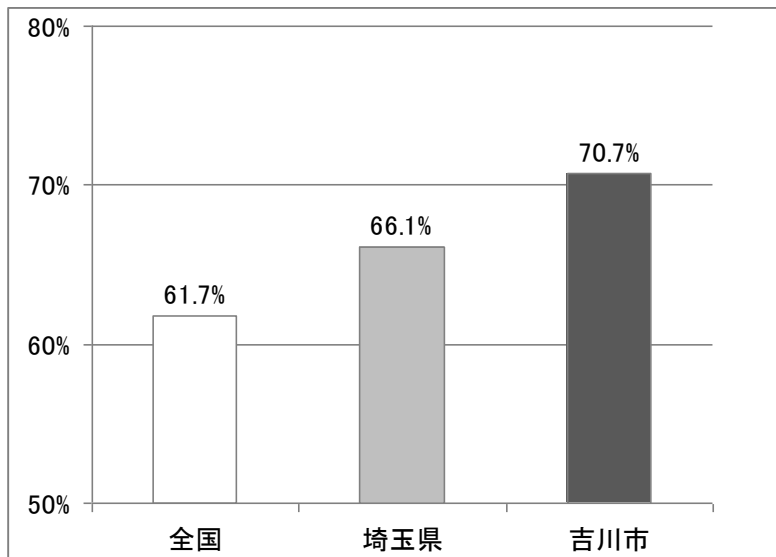
#### 【現在の住居形態】



資料：吉川市子育て世帯生活実態調査

また、参考として平成25年住宅・土地統計調査によると、本市における主世帯（1住宅に1世帯が住んでいる世帯）のうち持ち家世帯の割合は70.7%と、全国や埼玉県と比較して高くなっています。

#### 【主世帯のうち持ち家世帯】



資料：平成25年住宅・土地統計調査

## 第3節 子どもを取り巻く課題

---

### 1 困難を抱える家庭の子どもの育ちの支援が必要

#### (1) 子どもが健全に成長していくための支援が必要

子どもの各成長段階において、生活の困難さが、子どもの意欲や自己肯定感、生活習慣の形成をはじめとした健全な心身の発達に影響を与えてしまうおそれがあります。

#### (2) 子どもが安心して過ごせる居場所が必要

放課後に自宅で子どもだけで過ごしたり、夕ごはんをひとりで食べている子どもが見受けられることから、子どもが家庭で長い時間ひとりで過ごし、孤立してしまっている状況がうかがえます。

#### (3) 安心して学習に取り組める環境が必要

自分自身の学校での成績について、「下のほう」と捉える割合や、平日の学校以外での学習を全くしていない割合が低所得層では高い傾向にあり、学習に取り組む環境が整えられていないなど課題がある状況がうかがえます。

#### (4) 若者に対する相談支援が必要

子どもに係る義務教育までの相談窓口は教育や福祉の分野で多くあるのに対し、義務教育修了後については相談できる窓口が少ないのが現状です。

### 2 困難を抱える家庭の保護者への生活支援が必要

#### (1) ひとり親家庭等に対する支援が必要

子育てに関する市の取組みについて「利用したことがない」と回答した理由として、そもそも市の取組み・サービスの内容を知らないと回答する方が一定程度いることから、必要な支援の情報が確実に届いていないことがうかがえます。

#### (2) 保護者への就労支援が必要

女性の就労については、子どもの成長につれて非正規の割合が高くなり、中学2年生家庭では半分以上の割合を占めているため、保護者の就労が安定した収入につながっていないことが懸念されます。

#### (3) 保護者への養育支援が必要

子どもの養育に係る知識・経験の不足や、孤立してしまうことで必要な支援の情報が届かなくなることにより、子育てに複合的な課題を抱えてしまうなど、様々な原因で養育支援が必要となっていることがうかがえます。

#### (4) 育児に関する不安や負担の軽減が必要

子育てに関する保護者が抱える悩みでは、子育てにかかる費用の不足のほか、「子育てに自信が持てない」「子育てに家族が協力的でない」と考える保護者が多い状況にあります。

#### (5) 児童虐待防止対策の強化が必要

児童虐待の相談件数が増加傾向にあり、支援を必要とする子どもや保護者に対して確実に支援の手が届く体制のあり方が課題となっています。

### **3 生活困難な家庭の生活基盤立て直しへの支援が必要**

#### **(1) 安定した生活基盤とするための住居確保の支援が必要**

手取りの年収について、特に、ひとり親家庭では、200万円台以下の世帯が一定程度いることから、生活費の多くを占める家賃などへの支出が困難な状況となることが予測されます。

#### **(2) 子どもに係る費用負担を軽減するための支援が必要**

貯蓄ができていない家庭は、子どもの成長につれて増加傾向となり、特に低所得層家庭では、小学5年生と中学2年生の家庭において、ともに半分以上の割合が貯蓄できていない状況にあります。子どもの成長に伴い、教育や子育てに係る費用の負担感が増加していることがうかがえます。

### **4 子どもの貧困対策の定着に向けた仕組みづくりが必要**

#### **(1) 伴走型による支援が必要**

生活困難な家庭やその子どもが、地域社会や学校生活の中で必要な情報を得られず孤立してしまうことで、必要な支援につながらず、より孤立を深めてしまうことが予測されます。

#### **(2) 地域で子どもや家庭を見守り育むことが必要**

子どもが地域で孤立してしまうと、子どもにとって憧れや模範となる身近な大人と出会う機会を逸してしまうおそれがあります。

#### **(3) 関係機関の連携体制の強化が必要**

生活困難な家庭の子どもの早期発見や、子どもに対する適切な支援を行っていくうえで、関係機関の連携強化や情報を確実に届けるための手法、きめ細やかな対応が図れる仕組みづくりが不可欠となっています。

#### **(4) 気づき、つなげる人材の育成が必要**

子どものまわりにいる職員や教員が、生活困難な家庭やその子どもの状況に気づき、必要な支援につなげていくことが求められます。

## 第3章 計画の視点

### 第1節 基本理念

「すべての子どもが希望をもって力強く成長していけるよう、  
子どもの貧困を見逃さず、  
であう・きづく・つなぐ・つながる未来へ  
子どもたちを応援します。」

#### であう

意味ある大人との出会いは、子どもの心の成長に大きく影響を与えます。

親以外の信頼できる大人や、憧れや自分にとって模範となるロールモデルに出会う機会を広げ、多様な学びや体験を積んで、「自己肯定感」や「やり抜く力」を育ていけるよう、直接支援することが重要です。

#### きづく

周囲の大人が子どもの困難さに気づくことが、子どもを負の連鎖から救い出すチャンスとなります。

特に学校や保育園、幼稚園、児童館など、子どもと日常的に接する教員や保育士、職員などが、子どもの困難さに「気づく目」を持ち、その困難さを理解し寄り添うことが重要です。

#### つながる

生活困難を抱える子ども・家庭は、地域や学校で孤立している場合が多く、こうした孤立がさらに状況を深刻化させる要因となっています。孤立を解消させるためには、支援者が手を差し伸べるアウトリーチによる信頼関係づくりが必要です。まずは、支援者をつなぐことが、子どもの未来への懸け橋となります。

また、支援者同士もつながることで、支援の力は強く大きくなることから、支援者も「つながる」を意識しながら、支援の輪を広げていくことが重要です。

#### つなぐ

支援が必要な人に支援が確実に届くように、支援者は、関係機関と連携しながら適切な支援を調整し案内するとともに、様々な事情で申請にたどり着けない方には、申請手続きをサポートするなど、伴走型の支援が重要です。

また、学校現場などの教育と福祉との連携を強化し、様々な事象に対しきめ細やかな対応を図りながら、問題を顕在化させ、解決に向けて取り組むことが重要です。



## 第2節 基本目標

---

### 基本目標 1

子どもの育ちに直接つながる支援に取り組みます。

【目指す姿】

子どもが健やかに成長し、それぞれの希望を実現することができる。

### 基本目標 2

子どもを守り支える保護者への支援に取り組みます。

【目指す姿】

困難を抱える家庭の保護者が必要な支援を受け、安心して子育てができる。

### 基本目標 3

生活困難な家庭の生活基盤立て直しへの支援に取り組みます。

【目指す姿】

生活困難な家庭の生活基盤が安定し、自立した生活を送ることができる。

### 基本目標 4

支援の輪の仕組みづくりに取り組みます。

【目指す姿】

地域、学校、行政などで支援の仕組みづくりを進めることで、支援の輪が広がる。

## 第3節 施策の体系

### 基本理念

すべての子どもが希望をもって力強く成長していけるよう、子どもの貧困を見逃さず、  
 であう・きづく・つなぐ・つながる未来へ子どもたちを応援します。

基本目標	施策	取組み
<b>1</b> 子どもの育ちに直接つながる支援に取り組めます	1-1 子どもの成長支援	(1) 子どもの健康の確保 (2) 食育の推進 (3) 成長段階に応じた命や性に関する教育の充実 (4) ひとり親家庭の子どもへの支援 (5) 不登校・ひきこもりの子どもへの支援 (6) 子どもを非行や犯罪から守るための活動の推進
	1-2 子どもの居場所づくり	(1) 子どもの居場所の創出 (2) 児童館の運営 (3) 保育所や学童保育室での保育提供 (4) 地域寺子屋への支援 (5) 放課後子ども教室の実施 (6) スポーツ教室等の開催充実 (7) 身近な公園の整備 (8) 子ども食堂との連携
	1-3 学習・進学支援	(1) 子どもへの学習支援 (2) ICT教育の推進 (3) 学校における教育充実・学力向上支援 (4) 外国籍等による言葉の問題のある子どもへの支援
	1-4 若者支援	(1) 若者支援を担う関係機関との連携による就労支援 (2) 若者相談窓口のあり方の検討 (3) 若者の進学支援
<b>2</b> 子どもを守り支える保護者への支援に取り組めます	2-1 ひとり親家庭等に対する支援	(1) ひとり親への就労支援 (2) 就労に有利な資格取得の促進 (3) ひとり親の交流機会の創出 (4) 母子・父子自立支援員の配置 (5) 家計管理や養育費確保の支援
	2-2 保護者への就労支援	(1) 就労支援に関する相談支援・情報提供の充実 (2) 資格取得や能力開発の支援 (3) 労働相談の充実 (4) 幼児教育の無償化制度の運用
	2-3 保護者への養育支援	(1) 乳児家庭全戸訪問の実施 (2) 愛着形成を基礎とした保護者と子どもの関わりの促進 (3) 子育て支援センター事業の推進 (4) 父親の意識向上や育児参加の推進 (5) 養育・教育に関する支援 (6) 家庭児童相談員の配置
	2-4 育児に関する不安・負担の軽減	(1) 産前・産後ヘルプサービス事業の推進 (2) ホームスタート事業の推進 (3) ファミリー・サポート・センター事業の推進 (4) 緊急サポート事業の推進 (5) 児童ショートステイ事業の推進 (6) 一時保育運営事業の推進 (7) 病児・病後児保育事業の推進 (8) 情報発信の充実・強化
	2-5 児童虐待対策の強化	(1) 相談体制・啓発等の充実 (2) 安全確認が必要な児童の把握 (3) 児童虐待に係る関係機関の連携強化 (4) 要保護児童対策地域協議会の専門性向上 (5) 要保護者見守りネットワーク事業の推進

基本目標	施策	取組み
<b>3</b> 生活困難な 家庭の生活 基盤立て直 しへの支援 に取り組みま す	<b>3-1</b> 住居確保の支援	(1) 住居確保給付金の支給 (2) 公的住居等に関する入居相談 (3) 転宅等に関する資金の貸付
	<b>3-2</b> 子どもに係る 費用負担を 軽減するための支援	(1) 児童手当の支給 (2) 子ども医療費の支給 (3) 就学援助金の支給 (4) 児童扶養手当の支給 (5) ひとり親家庭等医療費の支給 (6) 生活保護費の支給 (7) 税金等の軽減・免除 (8) 経済面の相談支援 (9) 支出を抑える地域の活動支援 (10) 学生服等のリユース促進 (11) フードバンク等活動促進
<b>4</b> 支援の輪の 仕組みづくり に取り組みま す	<b>4-1</b> 気づき、寄り添い、 つながる伴走型支援	(1) 子育て世代包括支援センターの運営 (2) 子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター における支援充実 (3) 生活相談支援窓口における支援 (4) 相談体制の充実
	<b>4-2</b> 子どもや家庭を 見守り育む 地域づくりの推進	(1) 地域の「気づく目」創出への啓発 (2) 身近なロールモデルの創出 (3) 地域での相談役や行政とのパイプ役への支援 (4) 新たな地域活動の立ち上げ支援 (5) つながる未来基金の創設
	<b>4-3</b> 情報共有・連携体制の 強化	(1) 関係機関の連携強化 (2) 学校を窓口とした相談支援の充実 (3) 子ども未来応援集会の開催 (4) 子育て応援ガイドブックの作成
	<b>4-4</b> 気づき、つなげる 人材の育成	(1) 職員、教員への研修実施 (2) 支援パイプルの活用

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 子どもの育ちに直接つながる支援に取り組みます

#### 【基本目標の目指す姿】

子どもが健やかに成長し、それぞれの希望を実現することができる。

#### 【課題】

##### (1) 子どもが健全に成長していくための支援が必要

子どもの各成長段階において、生活の困難さが、子どもの意欲や自己肯定感、生活習慣の形成をはじめとした健全な心身の発達に影響を与えてしまうおそれがあります。

##### (2) 子どもが安心して過ごせる居場所が必要

放課後に自宅で子どもだけで過ごしたり、夕ごはんをひとりで食べている子どもが見受けられることから、子どもが家庭で長い時間ひとりで過ごし、孤立してしまっている状況がうかがえます。

##### (3) 安心して学習に取り組める環境が必要

自分自身の学校での成績について、「下のほう」と捉える割合や、平日の学校以外での学習を全くしていない割合が低所得層では高い傾向にあり、学習に取り組む環境が整えられていないなど課題がある状況がうかがえます。

##### (4) 若者に対する相談支援が必要

子どもに係る義務教育までの相談窓口は教育や福祉の分野で多くあるのに対し、義務教育修了後については相談できる窓口が少ないのが現状です。

#### 【施策早見表】

施策	取組み
1-1 子どもの成長支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子どもの健康の確保</li> <li>(2) 食育の推進</li> <li>(3) 成長段階に応じた命や性に関する教育の充実</li> <li>(4) ひとり親家庭の子どもへの支援</li> <li>(5) 不登校・ひきこもりの子どもへの支援</li> <li>(6) 子どもを非行や犯罪から守るための活動の推進</li> </ul>
1-2 子どもの居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子どもの居場所の創出</li> <li>(2) 児童館の運営</li> <li>(3) 保育所や学童保育室での保育提供</li> <li>(4) 地域寺子屋への支援</li> <li>(5) 放課後子ども教室の実施</li> <li>(6) スポーツ教室等の開催充実</li> <li>(7) 身近な公園の整備</li> <li>(8) 子ども食堂との連携</li> </ul>
1-3 学習・進学支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子どもへの学習支援</li> <li>(2) ICT教育の推進</li> <li>(3) 学校における教育充実・学力向上支援</li> <li>(4) 外国籍等による言葉の問題のある子どもへの支援</li> </ul>
1-4 若者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 若者支援を担う関係機関との連携による就労支援</li> <li>(2) 若者相談窓口のあり方の検討</li> <li>(3) 若者の進学支援</li> </ul>

## 施策 1-1 子どもの成長支援

### 【取組みの方向性】

取組み	取組みの内容	
(1) 子どもの健康の確保	継続	健康診断や家庭訪問、相談事業を通じ、育児（環境）について保護者が理解できるよう、個別性に応じたアプローチを行います。
	継続	歯科健診の受診や歯科保健指導により、歯科口腔保健を推進します。
(2) 食育の推進	継続	吉川版食事バランスガイドをもとに個人にあった健全な食生活が送れるよう、パパママ学級や乳幼児健診、その他健診受診者へ栄養指導を行います。
	継続	学校給食センターでの体験型栄養学習システムを活用した栄養バランスチェックや、学校給食で郷土食であるなます料理の提供などを通して、食に関して学ぶ機会を提供します。
	継続	小中学校で取り組んでいる「早寝・早起き・朝ごはん」運動を広めます。
(3) 成長段階に応じた命や性に関する教育の充実	継続	自分の命や性に関わる問題について、道徳、保健、総合的な学習の時間をはじめ、全教育活動を通して指導します。
	継続	自分の命や性に関わる問題について、自分の人生設計を見通した意志決定ができるよう、必要な知識を伝える出前授業や講座などの実施を検討します。
(4) ひとり親家庭の子どもへの支援	継続	ひとり親家庭の子どもが、大人との交流を通じて、「応援してくれる大人がいる」ということを肌で感じ、知ってもらうとともに、より良い学校生活や子ども自身の将来につながる交流の場となることを期待し、スポーツや食事による交流を実施します。
(5) 不登校・ひきこもりの子どもへの支援	拡大	学校に通えない子どもたちが、学習支援や体験活動などを行う適応指導教室や、家庭訪問によるアウトリーチ支援を通して、生活の改善を図り、学校復帰できるよう支援します。
	拡大	自分で不安要素を克服するプログラムを進めながら、中1ギャップなどの防止に努めます。
	継続	少年センターや小中学校配置の学校相談員、スクールソーシャルワーカーの相談技能や資質の向上を図るとともに、少年センターが核となって関係機関との連携を図り、相談内容の解決を目指します。
(6) 子どもを非行や犯罪から守るための活動の推進	継続	補導パトロールやあいさつ運動、安全指導、帰宅指導などを通して、非行の未然防止や早期発見、早期対応、犯罪被害の防止を図ります。
	継続	子どもたちの下校時間や、子どもたちが集まりやすい場所を中心に、継続して見守りを行います。

### 【取組み指標】

指標名	当初値	目標値
乳児への安否確認実施率（乳児家庭全戸訪問・4か月児健診・家庭訪問により目視確認を実施）	100% (2017年度)	100% (2023年度) ※100%の継続維持を目指します

## 施策 1-2 子どもの居場所づくり

### 【取組みの方向性】

取組み	取組みの内容	
(1) 子どもの居場所の創出	継続	市民交流センターおあしすや中央公民館など既存の公共施設や空き家などを活用して、子どもの居場所や体験の場の創出に向けた検討を行います。
	新規	地域における新たな子どもの居場所の創出に向けた動きとの連携を図ります。
(2) 児童館の運営	継続	体力増進事業、体験活動事業、子育て支援事業など、健全な遊びを通して子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助します。
	継続	配慮や支援を要する可能性があると思われる子どもに関して関係機関に情報提供を行うなど、関係機関との連携を図ります。
	新規	地域の住民や学生ボランティアなどの協力を得て、放課後に来館する小中学生を見守り、宿題などをサポートする学習支援の場を提供します。
(3) 保育所や学童保育室での保育提供	継続	就労（求職）している保護者に対して、保育サービスを提供し、保護者が安心して就労できる機会をつくります。
	継続	保護者の多様な保育ニーズに対応するため、保育コンシェルジュが保護者一人ひとりに寄り添った相談を行うなど、きめ細やかに対応します。
(4) 地域寺子屋への支援	継続	夏休み中の子どもの遊びや勉強の場をつくり、地域の子どもを地域の大人が見守ることで、世代間の交流が進み、地域の活性化が図られる「地域寺子屋」の開催を支援します。
(5) 放課後子ども教室の実施	継続	放課後に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、「志を持った子どもたちを育てる」という理念の下、学力・体力・非認知能力のさらなる向上を目指します。
(6) スポーツ教室等の開催充実	継続	スポーツによる心身の健康づくりを通して、いつでも周囲と相談でき、多様なつながりをつくることで、地域の中での居場所づくりのきっかけをつくります。
	継続	トップアスリートによるスポーツ教室などの実施により、子どもにスポーツで夢と希望を持って成長するきっかけづくりを行います。
(7) 身近な公園の整備	新規	関公園に設置するASE施設を用いた活動に子どもたちが参加することで、遊びながら非認知能力の向上を図ります。
	拡大	子どもたちが安心して遊べるよう、公園内の施設の改修や樹木などの剪定、伐採を行うなど、順次「公園再生プロジェクト」を展開していきます。
(8) 子ども食堂との連携	継続	子ども食堂が地域に根差した活動ができるよう、子ども食堂を実施する団体と日常的なつながりを持つとともに、子どもにとって身近なところに設置されるよう、様々な団体と連携を図ります。

### 【取組み指標】

指標名	当初値	目標値
地域寺子屋事業の実施団体数	5か所 (2018年度)	9か所 (2023年度)



## 施策 1-3 学習・進学支援

### 【取組みの方向性】

取組み	取組みの内容	
(1) 子どもへの学習支援	継続	家庭の経済的な事情で学習塾などに通えない中学生や高校生などを対象に、学習支援や進学に関する支援、高等学校進学者の中途退学防止に関する支援を行います。
	継続	子どもの日常生活習慣の確立や居場所の提供、家庭訪問による相談などにより、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。
(2) ICT 教育の推進	継続	ICTの活用により、児童生徒の主体的な学習活動、非認知能力の向上を支援します。
	継続	民間企業と協働してタブレットPCを活用した授業、家庭学習支援を行います。
(3) 学校における教育充実・学力向上支援	継続	児童生徒が確実に学力を身につけ、自信を持って学校生活を送ることができるよう、学校に教育支援員を派遣し教員研修を行います。
	継続	「個に応じた多様な教育」「きめ細かな指導」を実現するため、少人数指導など個に応じた学習指導の充実を図ります。
(4) 外国籍等による言葉の問題のある子どもへの支援	継続	言葉の問題による就学困難や就労困難を防ぐため、日本語の習得支援として日本語教室の開催や、学校において外国籍の児童・生徒に対する日本語学習支援を行います。

### 【取組み指標】

指標名	当初値	目標値
子どもの学習支援教室参加者のうち、進学希望の中学3年生と高校3年生が進学した割合	100% (2018年度)	100% (2023年度) ※100%の継続維持を目指します

### ◇コラム◇

#### 「子ども食堂」とは？

親の経済的理由などにより、満足に食事をとれなかったり、1人で食事をせざるを得なかったりする子どもがいます。また、みんなで食事をするのが好きな子どもや大人もたくさんいます。そんな多様なニーズを持った人たちが地域で食を通じてつながる。これが「子ども食堂」です。

子ども食堂では食事と居場所を提供しています。

みんなの食堂「ころあい」

吉川団地内 毎週 月・水・金曜日 17:00~19:00

子ども・大人無料



#### 「子どもの学習支援教室」とは？

- ・自分一人で勉強していてもなかなか進まなくて焦ってしまう
- ・学校の授業を聞いても、内容がよくわからない
- ・進学できるのか不安に感じる
- ・分からないけれど、誰かに相談しにくい

吉川市では、このように勉強のことで悩んでいるにもかかわらず、家庭の経済的な事情で学習塾などに通えない中学生や高校生に、無料の学習支援を行っています。

お問い合わせ先：吉川市役所 地域福祉課 048-982-9602



## 施策 1-4 若者支援

### 【取組みの方向性】

取組み	取組みの内容	
(1) 若者支援を担う関係機関との連携による就労支援	拡大	就労に向けた意欲を持ちながらも、様々な理由で仕事に就くことが困難な若者に対し、合同就職説明会などの機会を通じて、自立就労支援を行う地域若者サポートステーションや、ハローワークなどの関係機関と連携を図りながら就労を支援します。
	拡大	高等学校の中途退学を事前に防ぐため、高等学校の教諭やスクールソーシャルワーカーとの連携強化を図るとともに、必要な支援を適切に関係機関へつなぐことができるよう、日頃から関係機関とのネットワークの構築に努めます。
	継続	就労に関する関係機関との連携を図りながら、若年者就職相談を行います。
(2) 若者相談窓口のあり方の検討	新規	働くことへの悩みがある、コミュニケーション能力に自信がない、引きこもりがちであるなどで、悩みを抱える若者の社会参加に向けた相談窓口や居場所づくりに向けた検討を進めます。
(3) 若者の進学支援	継続	奨学金制度や教育に関する貸付制度、教育資金利子補給金制度の周知などにより、若者の学びを支援します。

### 【取組み指標】

指標名	当初値	目標値
若年者就職相談利用者数（年間）	4人 （2017年度）	24人 （2023年度）

#### ◇コラム◇

#### 埼玉県立吉川美南高等学校で高校生にヒアリング～若者の気持ち～

将来について考え、動き始めなくてはならない大事な時期を過ごしている若者。希望や不安の中で、何を考え必要としているのか、実際に高校生にヒアリングし、若者の意見を聞いてみました。

#### <ヒアリング内容（一部抜粋）>

- Q 学校や家庭以外に、どのような居場所があったらいいですか。  
 A 大人と気軽に話せるところ。図書館など一人になれる場所。  
 Q 高校卒業後、進学・社会人になるにあたり気になることはありますか。  
 A 自分は社会でやっていけるのか。先輩の話を聞いてみたい。相談したい。

#### <考察>

若者は誰かと一緒にいたかったり一人になりたかったり、状況によって常に居場所を探しています。そんなときに気軽に立ち寄れて話せる居場所があったら行きたいという意見が多くありました。進路については、自分は社会人としてやっていけるのかという不安が大きいという意見がある一方、ボランティアなどに参加し、人から「ありがとう」と感謝されると嬉しく、頑張ろうと思ったなどの意見がありました。人とつながり自分と向きあうことや、経験し自分に自信をつけることは、この時期に必要なことだと感じました。





## 基本目標 2 子どもを守り支える保護者への支援に取り組みます

### 【基本目標の目指す姿】

困難を抱える家庭の保護者が必要な支援を受け、安心して子育てができる。

### 【課題】

#### (1) ひとり親家庭等に対する支援が必要

子育てに関する市の取組みについて「利用したことがない」と回答した理由として、そもそも市の取組み・サービスの内容を知らないと回答する方が一定程度いることから、必要な支援の情報が確実に届いていないことがうかがえます。

#### (2) 保護者への就労支援が必要

女性の就労については、子どもの成長につれて非正規の割合が高くなり、中学2年生家庭では半分以上の割合を占めているため、保護者の就労が安定した収入につながっていないことが懸念されます。

#### (3) 保護者への養育支援が必要

子どもの養育に係る知識・経験の不足や、孤立してしまうことで必要な支援の情報が届かなくなることにより、子育てに複合的な課題を抱えてしまうなど、様々な原因で養育支援が必要となっていることがうかがえます。

#### (4) 育児に関する不安や負担の軽減が必要

子育てに関する保護者が抱える悩みでは、子育てにかかる費用の不足のほか、「子育てに自信が持てない」「子育てに家族が協力的でない」と考える保護者が多い状況にあります。

#### (5) 児童虐待防止対策の強化が必要

児童虐待の相談件数が増加傾向にあり、支援を必要とする子どもや保護者に対して確実に支援の手が届く体制のあり方が課題となっています。

### 【施策早見表】

施策	取組み
2-1 ひとり親家庭等に対する支援	(1)ひとり親への就労支援 (2)就労に有利な資格取得の促進 (3)ひとり親の交流機会の創出 (4)母子・父子自立支援員の配置 (5)家計管理や養育費確保の支援
2-2 保護者への就労支援	(1)就労支援に関する相談支援・情報提供の充実 (2)資格取得や能力開発の支援 (3)労働相談の充実 (4)幼児教育の無償化制度の運用
2-3 保護者への養育支援	(1)乳児家庭全戸訪問の実施 (2)愛着形成を基礎とした保護者と子どもの関わりの促進 (3)子育て支援センター事業の推進 (4)父親の意識向上や育児参加の推進 (5)養育・教育に関する支援 (6)家庭児童相談員の配置
2-4 育児に関する不安・負担の軽減	(1)産前・産後ヘルプサービス事業の推進 (2)ホームスタート事業の推進 (3)ファミリー・サポート・センター事業の推進 (4)緊急サポート事業の推進 (5)児童ショートステイ事業の推進 (6)一時保育運営事業の推進 (7)病児・病後児保育事業の推進 (8)情報発信の充実・強化
2-5 児童虐待対策の強化	(1)相談体制・啓発等の充実 (2)安全確認が必要な児童の把握 (3)児童虐待に係る関係機関の連携強化 (4)要保護児童対策地域協議会の専門性向上 (5)要保護者見守りネットワーク事業の推進

## 施策 2-1 ひとり親家庭等に対する支援

### 【取組みの方向性】

取組み	取組みの内容	
(1) ひとり親への就労支援	継続	ひとり親家庭の自立を目的として、様々な情報を効果的に得ることができるよう、就職相談会や就職支援セミナーを実施します。
(2) 就労に有利な資格取得の促進	継続	就労に有利な資格や技能習得し、安定した収入につなげるため、母子家庭の母や父子家庭の父を対象に高等職業訓練促進給付金などの給付を行います。
	継続	高等学校を卒業していない等のひとり親家庭の親とその子ども（20歳未満）が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、認定試験の対策講座の受講費用の一部を支給します。
(3) ひとり親の交流機会の創出	新規	ひとり親家庭が互いの悩みを打ち明けたり相談し合ったりする交流機会を創出し、ひとり親家庭の情報交換や交流の促進を図ります。
(4) 母子・父子自立支援員の配置	継続	電話相談や来所相談などにより、様々な問題について、母子・父子自立支援員がともに考え、伴走型の支援を行います。
	継続	ひとり親に対する効果的な情報提供のあり方を検討し、相談しやすい体制を構築するほか、個々の状況に応じてきめ細やかに対応します。
(5) 家計管理や養育費確保の支援	継続	家計管理や養育費の請求など、必要な手続きに関して情報提供などの支援を行います。
	継続	養育費に関する専門知識を有する相談員の資質向上に努めます。
	継続	養育費に関する手引きやリーフレットを作成し、効果的に周知を図ります。

### 【取組み指標】

指標名	当初値	目標値
ひとり親の交流会の開催数（年間）	—	4回 （2023年度）

#### ◇コラム◇

#### 「『未来への輪 よしかわ』事業」とは？

市内のひとり親家庭の子どもたちが大人たちとの交流を通じて、よりよい学校生活や子ども自身の将来につながる交流の場となるように、スポーツ交流や食事交流を実施する事業です。

これまでのスポーツ交流ではバスケットボールやドロケイ・宝探しなどのレクリエーションを行い、食事交流では、カレー作りの準備から後片付けまでを行いました。

#### <参加者の感想>

- ・みんなでつくったカレーライス！とてもおいしくてほっぺがおちそう！
- ・ドロケイやバスケをやって、走って汗だくになった。
- ・みんなで遊ぶと2倍楽しかった！
- ・最初は仲良くなれるか心配だったけどみんなと仲良く遊べたので本当に良かった。

参加者全員が  
「また参加したい！」と言ってくれました。



## 施策 2-2 保護者への就労支援

### 【取組みの方向性】

取組み	取組みの内容	
(1) 就労支援に関する相談支援・情報提供の充実	継続	ハローワークなど関係機関と連携し、就職相談の実施、就職セミナーの開催、求人情報の提供などを行います。
	継続	相談員が生活や仕事の悩みに耳を傾け、生活の立て直しや就労などの問題の解決に向けて寄り添って支援を行います。
	拡大	テレワークの促進を図るなど、個々の希望に応じた多様な働き方を支援します。
(2) 資格取得や能力開発の支援	継続	ひとり親家庭の母または父が、資格取得のために養成機関などで1年以上修業する場合に給付金を支給します。
	継続	ひとり親家庭の母または父が、就労に役立つ看護師などの資格、技能を身に付けるために、教育訓練を受けて修了した場合にその受講費用の一部を支給します。
(3) 労働相談の充実	継続	労働相談の充実により、適切な労働環境を実現し、適正な賃金とワークライフバランスの充実により親が子どもへ関わりを持てる時間を確保します。
(4) 幼児教育の無償化制度の運用	新規	国が対象とする就学前教育（保育園、幼稚園、認定こども園など）の無償化制度を適切に運用することにより、就学前の保護者の負担を軽減し、就労を支えます。

### 【取組み指標】

指標名	当初値	目標値
ひとり親に対する就労に関する相談会・セミナー等の開催回数（年間）	4回 （2018年度）	8回 （2023年度）

#### ◇コラム◇

#### ひとり親への就労支援は何をしているの？

ひとり親家庭の自立を目的として、就職相談会や就職支援セミナーを実施しています。

##### <就職相談会とは>

ハローワーク越谷の就職支援ナビゲーターが吉川市役所で出張相談を行います。

就職・転職・資格取得などを考えている方が、吉川市役所内で就職支援ナビゲーターと求人票をみながら相談することができ、普段忙しくハローワークに行く時間がない方や、ハローワークまで足を運ぶことが困難な方にとって、就職への第一歩へとつながるものです。

★この相談会に参加したことで、就職できたという声もいただきました！

##### <就職支援セミナーとは>

子どもの教育費や進学に必要な貸付や奨学金に関連したお話など、子育て中の保護者が抱える悩みに寄り添ったセミナーを行います。

##### 《参加者の感想》

- ・教育費については漠然とした不安があったが、具体的に知ることができて大変勉強になった。
- ・頑張っていこうという気持ちになった。
- ・今後の生活を見直す良い機会となった。

## 施策 2-3 保護者への養育支援

### 【取組みの方向性】

取組み	取組みの内容	
(1) 乳児家庭全戸訪問の実施	継続	保護者が安心・安全に子育てできるように、保健師や助産師などが生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴、相談、子育て支援に関する情報提供などを実施します。
(2) 愛着形成を基礎とした保護者と子どもの関わりの促進	継続	ヘルパーが家事や育児の援助などを行う産前・産後ヘルプサービス事業や、家庭訪問型のホームスタート事業などを通じて、保護者の出産・育児への不安を取り除きます。
	継続	乳幼児期に、保護者が愛着形成を基礎として子どもと関わるができるよう、子育てサークルや子育て支援センターなどでの交流を促進します。
	継続	妊娠期や乳幼児期の様々な相談場面を通じて、保健師などによる支援を行います。
	継続	子どもの問題行動に対処できるように、家族との上手なコミュニケーション方法を学べる子育て講座を、定期的を開催します。
(3) 子育て支援センター事業の推進	継続	子育て中の保護者が子どもと一緒に気軽に立ち寄れる場所を提供し、子育てに関する情報提供を行います。保護者同士の交流や情報交換を図りながら、子育て相談、体験を通して親子で遊ぶ楽しさを学ぶ子育て講座、各地域に向けた出前講座などを実施します。
(4) 父親の意識向上や育児参加の推進	継続	出産を控えた父親・母親を対象とした妊娠・出産に関する知識を学ぶパパママ学級を開催します。
	継続	父親の育児参加を推進するため、父親のための子育て講座を開催します。
(5) 養育・教育に関する支援	継続	子育てに対して不安や孤立感などを抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者などによる育児・家事の援助、保健師による養育支援訪問を行います。
	継続	家庭や保護者の教育力の向上を支援するため、家庭教育アドバイザーにより、「親の学習」講座における助言や子育て相談の実施などを行います。
(6) 家庭児童相談員の配置	継続	子育てをしている保護者の悩みや不安を解消するため、関係機関と連携を図りながら相談支援を行います。
	継続	小学校、児童館などで行う出張相談の場所や日程など、相談の実施方法や体制の充実を図ります。

### 【取組み指標】

指標名	当初値	目標値
子育て支援センターの全体の利用者数 (年間)	24,948人 (2017年度)	26,000人 (2023年度)



## 施策 2-4 育児に関する不安・負担の軽減

### 【取組みの方向性】

取組み	取組みの内容	
(1) 産前・産後ヘルプサービス事業の推進	継続	妊婦中や出産後 1 年未満の児童を養育する保護者に対して、ヘルパーが利用者宅へ出向き、家事や育児の援助を行います。
(2) ホームスタート事業の推進	継続	研修を受けた地域ボランティア（ビジター）が妊娠中や未就学児のいる家庭を訪問し、話を聴いたり一緒に家事や育児をしたりすることで、子育て中の保護者の気持ちに寄り添い、支援します。
(3) ファミリー・サポート・センター事業の推進	継続	小学校 6 年生までの子どもを持つ子育て家庭を対象として、保育園、幼稚園、学童保育室への送迎や、送迎後の一時預かりなど、子育てのために必要な援助を協力会員が保護者に代わって行います。
	継続	保育園、家庭保育室、病児・病後児保育室、学童保育室、緊急サポートセンター、子育て支援センターなどと連携し、調整を円滑に図りながら地域における子育てを支援します。
(4) 緊急サポート事業の推進	継続	病児・病後児の預かり、早朝・夜間などを含む緊急時や、宿泊を伴う児童の預かりなどの援助を行います。
(5) 児童ショートステイ事業の推進	継続	社会的事由によって家庭における児童の養育が困難となった 3 歳未満の児童の養育を一時的に行います。
(6) 一時保育運営事業の推進	継続	保護者の就労や出産などにより、一時的に保育が必要な乳幼児を保育します。
(7) 病児・病後児保育事業の推進	継続	児童が病気または病気の回復期にあり、医療機関による入院加療の必要はないが、安静を要するため、普段通っている保育施設などに通所できないときに、専用施設内において一時預かりを行います。
(8) 情報発信の充実・強化	継続	広報紙、市公式ホームページなどによる情報発信の充実を図ります。
	継続	SNS やアプリケーションなどを活用し、効果的な情報発信を行います。

### 【取組み指標】

指標名	当初値	目標値
ファミリー・サポート・センター協力会員数（両方会員含む）	230 人 (2017 年度)	250 人 (2023 年度)

## 施策 2-5 児童虐待対策の強化

### 【取組みの方向性】

取組み	取組みの内容	
(1) 相談体制・啓発等の充実	継続	支援が必要な児童や保護者に対し、社会資源の調整、相談、家庭訪問などを通じて支援を行います。
	継続	市民まつりや子育て講座などにおいて、幅広く児童虐待防止に向けた啓発を行います。
	継続	夫婦、家庭、自分の生き方など女性が抱える悩みなどの女性総合相談を行います。
(2) 安全確認が必要な児童の把握	新規	健康診査の未受診者、未就園児、不就学児などの実態の把握に努め、未受診児（家庭）への受診勧奨や家庭への支援体制の構築につなげます。
(3) 児童虐待に係る関係機関の連携強化	継続	支援が必要とされる児童や保護者を適切な支援につなげていくため、複数の関係機関による連携を強化します。
	継続	情報の共有化を通じて、各関係機関の役割分担について共通理解を進めます。
(4) 要保護児童対策地域協議会の専門性向上	継続	関係機関で構成される要保護児童対策地域協議会において、必要な協議、検討を行い、支援策を講じます。
	継続	要保護児童対策地域協議会において、調整機関に児童福祉司などの専門職を設置するなど、適切に対応できる体制を構築します。
	継続	職員の技能・資質の向上を図るため、専門職員研修などの受講に努めます。
(5) 要援護者見守りネットワーク事業の推進	継続	市と協定事業所、関係機関が連携して、虐待、ひきこもり、孤立などの恐れのある家庭の異変を早期に発見し、必要な対策につなげるとともに、被害などを未然に防ぐ対策を行います。
	継続	市民に対し見守りの理解を広げ、重層的な見守り体制を構築します。

### 【取組み指標】

指標名	当初値	目標値
要保護児童対策地域協議会個別ケース会議開催数（年間）	38回 （2017年度）	45回 （2023年度）

#### ◇コラム◇

児童虐待などで保護を要する児童、支援が必要とされる児童や保護者に対し、複数の機関で援助を行うための法定化されたサポートネットワークです。

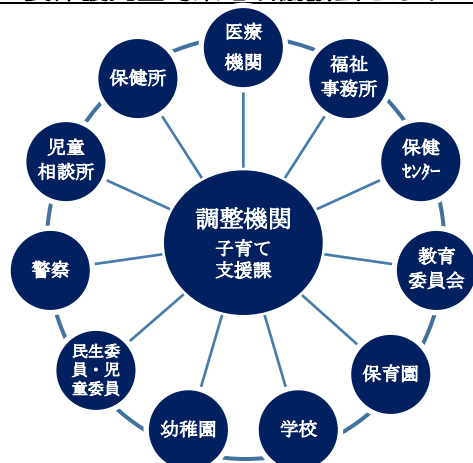
#### <業務>

- ・要保護児童の適切な保護を図るための情報交換
- ・要保護児童に対する援助内容に関する協議

#### <協議会で管理するメリット>

- ・他機関の多くの目により、虐待を早期に発見できる
- ・各関係機関などの連携による情報の共有化・支援方針の共有化が図れる。
- ・情報共有化を通じて、各機関の役割・責任範囲を明確にできる。関係者の協力意識を向上できる。

#### 要保護児童対策地域協議会とは？



## 基本目標3 生活困難な家庭の生活基盤立て直しへの支援に取り組みます

### 【基本目標の目指す姿】

生活困難な家庭の生活基盤が安定し、自立した生活を送ることができる。

### 【課題】

#### (1) 安定した生活基盤とするための住居確保の支援が必要

手取りの年収について、特に、ひとり親家庭では、200万円台以下の世帯が一定程度いることから、生活費の多くを占める家賃などへの支出が困難な状況となることが予測されます。

#### (2) 子どもに係る費用負担を軽減するための支援が必要

貯蓄ができていない家庭は、子どもの成長につれて増加傾向となり、特に低所得層家庭では、小学5年生と中学2年生の家庭において、ともに半分以上の割合が貯蓄できていない状況にあります。子どもの成長に伴い、教育や子育てに係る費用の負担感が増加していることがうかがえます。

### 【施策早見表】

施策	取組み
3-1 住居確保の支援	(1) 住居確保給付金の支給 (2) 公的住居等に関する入居相談 (3) 転宅等に関する資金の貸付
3-2 子どもに係る 費用負担を 軽減するための支援	(1) 児童手当の支給 (2) 子ども医療費の支給 (3) 就学援助金の支給 (4) 児童扶養手当の支給 (5) ひとり親家庭等医療費の支給 (6) 生活保護費の支給 (7) 税金等の軽減・免除 (8) 経済面の相談支援 (9) 支出を抑える地域の活動支援 (10) 学生服等のリユース促進 (11) フードバンク等活動促進

## 施策 3 - 1 住居確保の支援

### 【取組みの方向性】

取組み	取組みの内容	
(1) 住居確保給付金の支給	継続	離職などにより住居を失った方、または失う恐れのある方に対して、就職に向けた求職活動をすることなどを条件に、一定期間において家賃相当分の住居確保給付金を支給し、就職に向けた支援を行います。
(2) 公的住居等に関する入居相談	継続	経済的に困窮している子育て世帯など、公的住宅等の入居希望者に対し、窓口や市公式ホームページなどを通じて入居募集の案内を行います。
(3) 転宅等に関する資金の貸付	継続	母子及び父子並びに寡婦の経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のために、必要な資金として、住宅の移転に際して必要な敷金、運送費等の資金の貸付制度を周知します。

### 【取組み指標】

指標名	当初値	目標値
住居確保給付受給者数（年間）	3人 （2017年度）	5人 （2023年度）

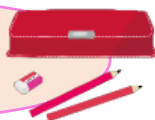
### ◇コラム◇

#### 就学援助制度とは？

就学援助制度とは、経済的な理由により就学困難と認められる小学生・中学生の児童・生徒の保護者に対して、就学に必要な費用（一部）の援助を行うものです。



学用品費



通学用品費



学校給食費



校外活動費



修学旅行費



新入学学用品費



※所得などの審査があるので全員受けられるものではありません。  
一度ご相談ください。

担当：吉川市教育委員会 教育総務課  
電話：048-984-3565



## 施策 3-2 子どもに係る費用負担を軽減するための支援

### 【取組みの方向性】

取組み	取組みの内容	
(1) 児童手当の支給	継続	家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するために、中学校修了前の児童を養育している保護者に手当を支給します。
(2) 子ども医療費の支給	継続	保護者の経済的負担を軽減し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るために、子どもに係る保険診療の自己負担分を助成します。
(3) 就学援助金の支給	拡大	経済的な理由により就学困難と認められる児童または生徒の保護者を対象に、学校における費用（学用品費、給食費、修学旅行費など）の一部の援助を行う就学援助制度の啓発手法を拡大し、制度が必要な方を利用へとつなげていきます。
(4) 児童扶養手当の支給	継続	ひとり親家庭等への経済的支援を目的として、子どもが 18 歳（一定の障がいがある場合は 20 歳未満）になるまで子どもの人数、所得に応じて手当を支給します。
(5) ひとり親家庭等医療費の支給	継続	ひとり親家庭等の福祉の増進のために、子どもが 18 歳（一定の障がいがある場合は 20 歳未満）になるまで、医療費の一部を支給します。
(6) 生活保護費の支給	継続	生活に困窮する方に対して、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長します。
(7) 税金等の軽減・免除	継続	扶養親族の状況や所得状況により、所得税・住民税の寡婦・寡夫控除を行います。
	継続	世帯の国民健康保険加入者全員の所得合計額が一定基準以下の方に対し、国民健康保険税の軽減を行います。
	継続	前年所得が一定基準以下の方に対し、全額またはその一部の額について国民年金保険料の免除を行います。
(8) 経済面の相談支援	継続	多重債務などに係る問題について、消費生活センターで相談支援を行うとともに、借金など生活上の問題で弁護士による法律に関する法律相談支援を行います。
(9) 支出を抑える地域の活動支援	継続	地域で行われる子育てに関する用品の交換会など、支出を抑える活動を通じた地域のつながりを支援するとともに、子育て家庭の交流促進を図ります。
(10) 学生服等のリユース促進	新規	不要となった学生服などの学用品のリユース（再利用）が図られるよう、地域の取組みを促進します。
(11) フードバンク等の活動促進	新規	地域が主体的に活動するフードバンクやフードパントリーの取組みを促進します。

### 【取組み指標】

指標名	当初値	目標値
就学援助の啓発回数（年間）	1 回 （2017 年度）	6 回 （2023 年度）

## 基本目標 4 支援の輪の仕組みづくりに取り組みます

### 【基本目標の目指す姿】

地域、学校、行政などで支援の仕組みづくりを進めることで、支援の輪が広がる。

### 【課題】

#### (1) 伴走型による支援が必要

生活困難な家庭やその子どもが、地域社会や学校生活の中で必要な情報を得られず孤立してしまうことで、必要な支援につながらず、より孤立を深めてしまうことが予測されます。

#### (2) 地域で子どもや家庭を見守り育むことが必要

子どもが地域で孤立してしまうと、子どもにとって憧れや模範となる身近な大人と出会う機会を逸してしまうおそれがあります。

#### (3) 関係機関の連携体制の強化が必要

生活困難な家庭の子どもの早期発見や、子どもに対する適切な支援を行っていくうえで、関係機関の連携強化や情報を確実に届けるための手法、きめ細やかな対応が図れる仕組みづくりが不可欠となっています。

#### (4) 気づき、つなげる人材の育成が必要

子どものまわりにいる職員や教員が、生活困難な家庭やその子どもの状況に気づき、必要な支援につなげていくことが求められます。

### 【施策早見表】

施策	取組み
4-1 気づき、寄り添い、 つながる伴走型支援	(1) 子育て世代包括支援センターの運営 (2) 子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターにおける支援充実 (3) 生活相談支援窓口における支援 (4) 相談体制の充実
4-2 子どもや家庭を 見守り育む 地域づくりの推進	(1) 地域の「気づく目」創出への啓発 (2) 身近なロールモデルの創出 (3) 地域での相談役や行政とのパイプ役への支援 (4) 新たな地域活動の立ち上げ支援 (5) つながる未来基金の創設
4-3 情報共有・連携体制の 強化	(1) 関係機関の連携強化 (2) 学校を窓口とした相談支援の充実 (3) 子ども未来応援集会の開催 (4) 子育て応援ガイドブックの作成
4-4 気づき、つなげる 人材の育成	(1) 職員、教員への研修実施 (2) 支援パイプルの活用

## 施策4-1 気づき、寄り添い、つながる伴走型支援

### 【取組みの方向性】

取組み	取組みの内容	
(1) 子育て世代包括支援センターの運営	新規	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援のための拠点として、子育て世代包括支援センターを運営し、支援を円滑に提供できる体制を充実させます。
(2) 子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターにおける支援充実	継続	育児相談の実施とともに、保護者へのアプローチや関係機関へのパイプ役として利用者に対する子育て情報の提供、子育てサークルの立ち上げ支援や備品貸し出しなどを行います。
	継続	養育や経済的に不安を抱えている保護者に気づき、必要な支援につなげます。
(3) 生活相談支援窓口における支援	継続	「働きたくても働けない」「住むところがない」「中学生・高校生対象の学習塾に通わせたいけどその費用がない」「社会との関わりに不安がある」「他の人とコミュニケーションがとれない」など、生活全般の困りごとについて関わり、現在の生活の立て直しの支援を行います。
(4) 相談体制の充実	継続	子どもと家庭の相談やひとり親家庭などの相談、女性総合相談など各種市民相談を実施し、相談者に寄り添いながら関係機関と連携して適切な支援につなげます。
	継続	初めての方が気軽に相談できるよう、市役所の各課の窓口や子育て支援センターなどの関係施設において相談体制の充実を図るとともに、伴走型の利用者支援に取り組みます。

### 【取組み指標】

指標名	当初値	目標値
家庭児童相談受付のべ件数	369件 (2017年度)	450件 (2023年度)

#### ◇コラム◇

#### 「社会福祉協議会」ではどんな事業をしているの？

住み慣れた地域で家族や友人とともに安心して暮らしたいという願いを叶えるために、以下の子どもや子育てに関連した事業を行っています。

地域福祉事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活用品給付・貸与事業</li> <li>ふれあい・いきいきサロン支援事業</li> <li>3人乗り自転車貸与事業</li> <li>ホームスタート事業</li> </ul>
ボランティア振興事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>彩の国ボランティア体験プログラム</li> <li>福祉学習への協力（車いす・高齢者などの疑似体験）</li> </ul>
貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉資金貸付事業</li> <li>生活福祉資金貸付事業（埼玉県社協）</li> </ul>
歳末たすけあい事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校入学祝品支給事業（ランドセルなど）</li> </ul>

お問い合わせ先：吉川市社会福祉協議会 048-981-8750

住所：吉川市吉川 2-1-1

## 施策4-2 子どもや家庭を見守り育む地域づくりの推進

### 【取組みの方向性】

取組み	取組みの内容	
(1) 地域の「気づく目」創出への啓発	継続	すべての市民・関係者が地域の問題・課題を自分の事として捉え関わる中で、自治会などにおけるコミュニティ意識の醸成や、子どもへの見守り・声掛けなどにより、子どもを孤立させない地域づくりを行います。
	新規	地域における学びの場などを通して、子どもの貧困問題に関する理解促進を図ります。
(2) 身近なロールモデルの創出	新規	青少年相談員など地域で活動する個人・団体や、大学との連携による学生ボランティアをはじめ、子どもにとって憧れや模範となる、身近なロールモデルの創出を図ります。
(3) 地域での相談役や行政とのパイプ役への支援	継続	身近な地域での相談役、行政とのパイプ役として、困りごとの早期発見や解決につなげる活動に資する民生委員・児童委員などの資質を高める活動に対し、支援を行います。
(4) 新たな地域活動の立ち上げ支援	継続	地域で支え合うまちづくりを推進するため、新たなボランティア活動の立ち上げを支援するボランティアセンターの運営を支援します。
(5) つながる未来基金の創設	新規	持続可能な対策とするための資金づくりとして、子どものための基金の創設に向けた検討を行います。

### 【取組み指標】

指標名	当初値	目標値
地域の「気づく目」創出に向けた地域への啓発の実施回数（年間）	—	4回 (2023年度)

### ◇コラム◇

#### 「子育て支援センター」ではどんな活動をしているの？

「子育て支援センター」とは、親子でさまざまな体験ができたり、子育ての情報（地域、幼稚園、保育園など）や子育てのヒントを得られたりするなど、いろいろな出会いやつながりができる場所です。市内には、3か所の「子育て支援センター」があります。

#### 子育て支援センター (おあしす2F)

保育士による子育て講座や読み聞かせ、子育てや発達に関する相談も行っています（電話もOK）お気軽にどうぞ！



\*タコの凧作ったよ！

#### 美南子育て支援センター (美南地区公民館1F)

多様な体験のある先輩スタッフが、子育ての悩みやつづやきをソフトに聴きます。広々としているので元気な子におススメ。



\*講座もたくさん開催しているよ！

#### 中央子育て支援センター (吉川団地名店街内)

団地の中なので、お出かけやお買い物ついでに寄ることができます。多国籍やアレルギーなど子育て家庭の困ったに対応します。





## 施策4-3 情報共有・連携体制の強化

### 【取組みの方向性】

取組み	取組みの内容	
(1) 関係機関の連携強化	拡大	庁内の関係各課で必要な支援の情報などを共有しながら連携の強化を図るとともに、日常的に福祉や教育などの様々な関係機関とも連携しながら、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。
(2) 学校を窓口とした相談支援の充実	継続	あおぞら相談員、さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を図りながら、児童生徒の抱える悩みや不安に寄り添い、問題の解決を図る教育相談活動を充実させます。
	継続	長期的な対応が必要である場合は、相談を関係機関につなげ、複数の機関が連携して支援します。
(3) 子ども未来応援集会の開催	新規	市民、地域団体、NPO、行政などが一堂に会する場を設け、そこでお互いの取組みを紹介しながら、情報の共有化を図り、連携を強化します。
	新規	子どもの貧困対策について、地域で様々な活動を進めている方による講義を開催します。
(4) 子育て応援ガイドブックの作成	拡大	子どもの貧困問題に関する共通認識を図るとともに、子育て情報を周知するため、子育て応援ガイドブックを作成します。

### 【取組み指標】

指標名	当初値	目標値
子ども未来応援集会の開催（年間）	—	4回 (2023年度)

#### ◇コラム◇

#### さわやか相談員・あおぞら相談員を知っていますか？

最近友達と話しづらいな・・・

誰かに話を聞いてほしいな

お家に帰りたくないな・・・

一人で抱えこんでいるあなたへ  
相談してみませんか。

子どもが学校に行かなくなってしまった・・・

勉強についていけない・・・  
どうしよう・・・

あおぞら相談員【各小学校】週2日 ※詳しい日時は各学校へ  
さわやか相談員【各中学校】月～金 午前10時半～午後4時半  
お問い合わせ先：少年センター 048-981-3864

## 施策4-4 気づき、つなげる人材の育成

### 【取組みの方向性】

取組み	取組みの内容	
(1) 職員、教員への研修実施	新規	職員の子どもへの気づきの目を育むことで、各業務の窓口などにおいて組織横断的かつ円滑に他部署へつなぐことができるよう、職員に対する研修の充実を図ります。
	新規	職員、教員が子どもの変化に気づく目を養うとともに、必要な支援につなげられるよう、事務職員や保育士、保健師などの専門職、教員が同席し、グループワークなどにより共に考え、連携強化の機会となる人材育成の研修を実施します。
(2) 支援バイブルの活用	新規	職員、教員が意欲的に職務に取り組み、複雑かつ多岐にわたる様々な行政課題に横断的に適切な対応が図れるよう、子育てに関する支援バイブルを作成し、活用します。

### 【取組み指標】

指標名	当初値	目標値
気づき、つなげる力を養う職員、教員への研修の実施回数（年間）	—	2回 （2023年度）

## 第5章 計画の推進

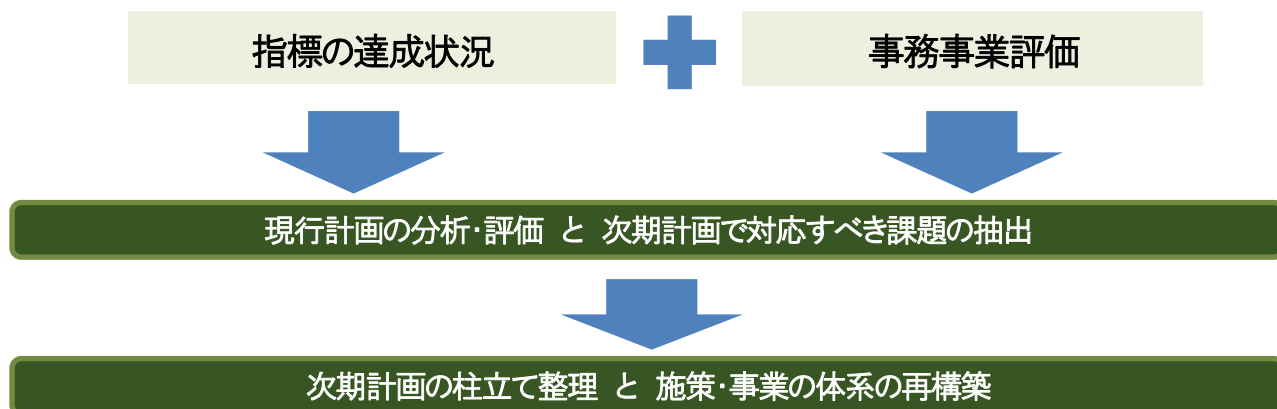
### 第1節 計画の推進体制

本計画は、福祉、教育、保健、医療などの様々な分野の関わりが必要となるため、庁内の関係各課をはじめ、関係機関などとの横断的な連携を図り、本計画を推進します。

### 第2節 計画の達成状況の点検及び評価

本計画では、基本理念である「すべての子どもが希望をもって力強く成長していけるよう、子どもの貧困を見逃さず、であう・きづく・つなぐ・つながる未来へ子どもたちを応援します。」のもと、4つの基本目標を定めて、施策ごとに指標を設定しています。

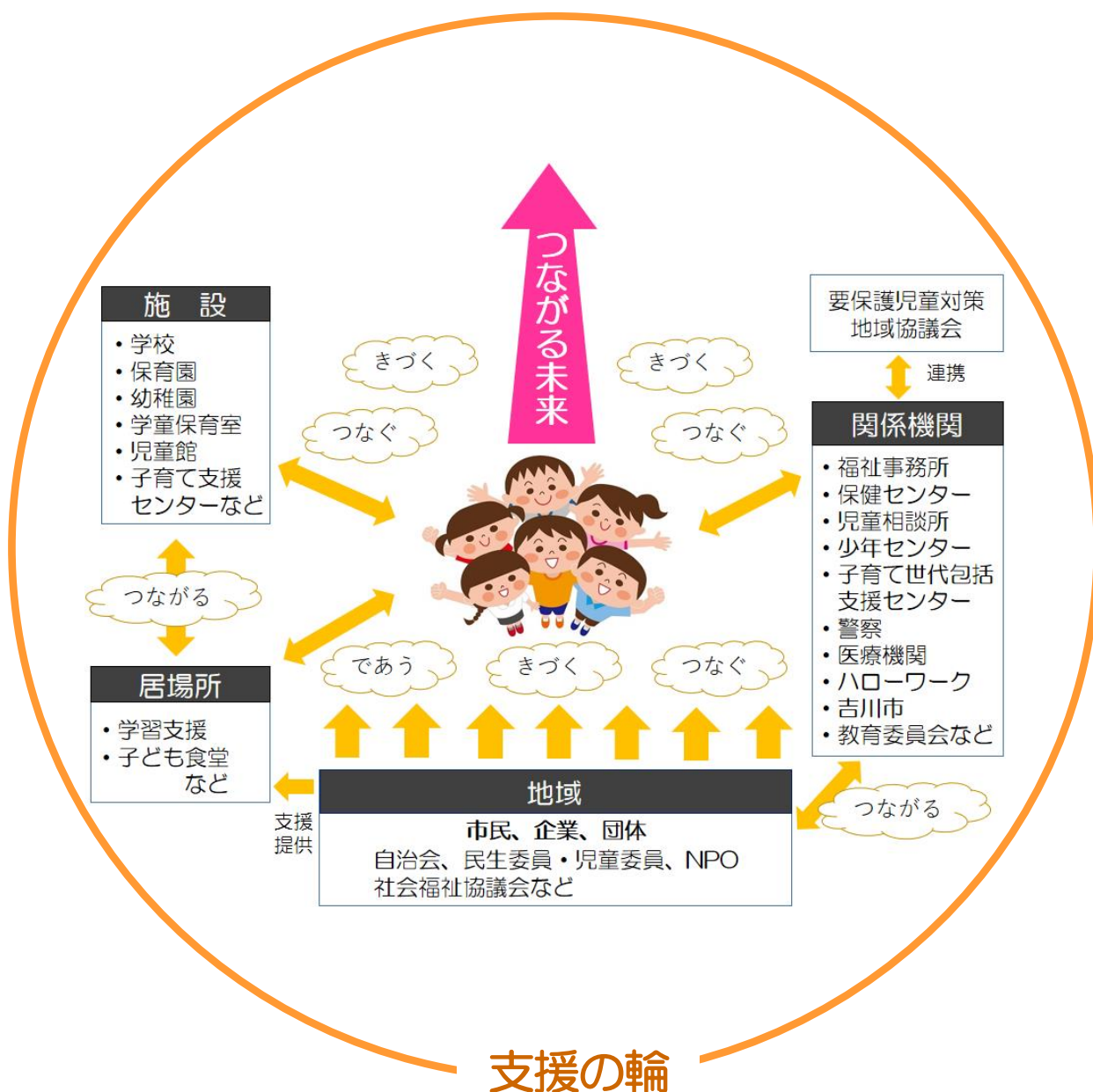
本計画の評価を行うにあたり、指標に基づく評価のほか、毎年度、事務事業評価などにより、進捗状況を把握、管理します。



### 第3節 市民・地域・行政との連携

生活に困難を抱えている子ども・家庭は、多岐にわたる複合的な課題を抱えている場合が少なくありません。

本計画を推進するにあたり、市民、地域、行政のそれぞれが複合的な課題に気づき、連携しながら必要な支援へつなげていくことが不可欠となっています。そこで、以下のように「である・きづく・つなぐ・つながる未来」に向けて、市民と地域と行政とが連携を強化しながら、支援の輪を広げていきます。





## 第4節 本計画と持続可能な開発目標(SDGs)

本計画では、子どもの貧困対策の推進に関する法律を受け、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、様々な取組みを持続可能なものとして、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。

また、すべての人が大切にされる持続可能な社会の実現に向けた取組みとしては、国際目標である「SDGs（エス・ディー・ジーズ）」があります。

「SDGs（エス・ディー・ジーズ）」とは、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標であり、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した17の目標があります。

「SDGs」では、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）社会の実現をめざし、全世界共通の目標として、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決することの重要性が示されています。



このSDGsの目標は、本計画に定める施策の目標と重なる部分が多くあるため、本計画に位置付ける施策をSDGsの視点を考慮しながら着実に実施することで、SDGsの目標達成に向けた取組みが推進されるものと捉えています。